



国への政策提案 2019

SAGA Prefectural Government

【部局提案事項】

佐賀県知事 山口 祥義



佐賀県政の推進につきましては、日頃から格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

今、時代が大きく変わろうとしている中で、わが国が持続的な成長を成し遂げ、希望に満ちあふれた社会を築いていくためには、地方が自ら考え、主体性を持って地方創生に取り組み、多様性のある地域づくりを進めていく必要があります。

このような中、佐賀県では、「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり」を基本理念として、人を大切にしてきた歴史や風土、地域資源を更に磨き上げ、地域の魅力と県民の誇りを次の世代に繋げ、佐賀の未来を切り開くため、各種施策に全力で取り組んでいるところです。

この取組を着実に推進し、佐賀県民の思いを実現するため、令和2年度に向けて国の施策として取り組んでいただきたい項目を取りまとめました。

是非、実現に向けて御尽力いただきますよう、よろしく申し上げます。

令和元年5月

佐賀県知事 山口 祥 義

目次

【政策部】

佐賀大学の地域を志向した教育研究機能の充実・強化について [文部科学省] . . . 2

【危機管理・報道局】

防災拠点機能の強化について [内閣府・総務省] . . . 7

原子力災害対策の強化について [内閣府・厚生労働省・原子力規制委員会] . . . 10

緊急防災・減災事業債の対象事業の拡充について [総務省・消防庁] . . . 13

【総務部】

普通交付税における精算制度の拡充について [総務省] . . . 15

法人事業税における収入金額課税の堅持について [総務省] . . . 16

【地域交流部】

九州佐賀国際空港の利便性向上に向けた出入国管理体制の充実について [法務省] . . . 19

普通自動車免許で運転可能なコミュニティバス等の乗車定員の見直しについて [警察庁・国土交通省] . . . 21

離島航路に対する国庫補助制度の見直しについて [国土交通省] . . . 22

バス路線に対する国庫補助所要額の確保及び補助制度の見直しについて [国土交通省] . . . 25

目次

重要港湾の整備促進について	[国土交通省] . . .	27
国有港湾施設の老朽化対策の推進について	[国土交通省] . . .	30
【文化・スポーツ交流局】 2023年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会を契機とした スポーツ文化の拡大に向けた支援について	[文部科学省・スポーツ庁・国土交通省] . . .	34
【県民環境部】 最新の科学的知見を踏まえた原子力発電所の安全性向上について	[原子力規制委員会] . . .	39
【健康福祉部】 介護職員の処遇改善について	[厚生労働省] . . .	42
日常生活用具の一部の補装具への移行及び移動支援の充実について	[厚生労働省] . . .	46
国民健康保険料（税）水準の県内統一に向けた国の支援について	[厚生労働省] . . .	50
難病患者の医療費助成開始日の見直し及び申請手続きの簡素化並びに 小児慢性特定疾病の患者への成人後の支援について	[厚生労働省] . . .	54
長寿命化計画に基づくダム施設更新等の水道事業者負担に対する 国庫補助制度の創設について	[厚生労働省] . . .	58

目次

【男女参画・こども局】

子ども、ひとり親家庭及び重度心身障害者を対象とする医療費助成に係る 新たな国の制度構築並びに国庫負担減額調整措置の廃止について	[厚生労働省]	・・・	61
子どもの貧困対策としてのひとり親家庭への支援について	[厚生労働省]	・・・	66
児童心理治療施設の安定的運営について	[厚生労働省]	・・・	69
児童養護施設等における養育環境の確保について	[厚生労働省]	・・・	71

【産業労働部】

農水産物等の輸出促進について	[農林水産省・経済産業省]	・・・	76
LNG基地第三者利用の早期実現について	[経済産業省]	・・・	78
原子力政策の具体的な取組について	[経済産業省]	・・・	81
電力及びガスの安定供給について	[経済産業省]	・・・	83

【農林水産部】

水田農業振興対策の強化について	[農林水産省]	・・・	85
園芸振興対策の強化について	[農林水産省・厚生労働省]	・・・	87
畜産振興対策の強化について	[農林水産省]	・・・	90
中山間地域農業対策の強化について	[農林水産省]	・・・	92
農業の担い手対策の強化について	[農林水産省]	・・・	95
農業農村整備事業の推進について	[農林水産省]	・・・	96
国営土地改良事業の促進について	[農林水産省]	・・・	97
森林・林業の再生に向けた対策の強化について	[林野庁]	・・・	99

目次

【国土整備部】

建築物の耐震化の推進について	[国土交通省]	・・・	101
建設業の担い手の確保・育成について	[農林水産省・国土交通省]	・・・	104
公共用地の先行取得における補助対象の拡大について	[国土交通省]	・・・	106
地籍調査費の予算確保について	[国土交通省]	・・・	107
生活排水処理施設の整備推進について	[財務省・内閣府]	・・・	108
合併処理浄化槽の整備推進について	[財務省・環境省]	・・・	109
下水道施設の整備促進及び改築・更新について	[財務省・国土交通省]	・・・	110
農業・漁業集落排水施設の改築・更新について	[財務省・農林水産省・水産庁]	・・・	111
筑後川水系ダム群連携事業の推進について	[国土交通省]	・・・	112

【教育委員会】

新たな教職員定数改善計画の策定と確実な実施について	[文部科学省]	・・・	115
障害のある児童生徒支援の充実について	[文部科学省]	・・・	116
教育の情報化推進のための環境整備について	[文部科学省・財務省]	・・・	118
スクールソーシャルワーカーの配置促進について	[文部科学省・財務省]	・・・	119

【警察本部】

警察官政令定数の増員について	[総務省・財務省・警察庁]	・・・	121
パトカー等の増台について	[総務省・財務省・警察庁]	・・・	122



政策部

SAGA Prefectural Government

佐賀大学の地域を志向した教育研究機能の充実・強化について

文部科学省

提案事項

- 佐賀大学における地域に根ざした教育研究の推進のため、教育研究機能の充実・強化のための支援を拡充すること。

現状と課題

- 地域に根ざした研究拠点として、海洋エネルギー、シンクロトロン光、有明海環境問題に関する研究、地域学（佐賀学）の創出や情報発信など地域の経済、文化に関わる活動によって地域に貢献するとともに、先端医療や救急医療を担う地域医療の中核を担っている。
- 大学が自ら不断の努力を続けることは当然のことではあるが、地域の人材養成に多大な貢献をしてきており、大学が取り組む地道な教育研究活動に対しても十分な配慮がなされるべきである。

「地方創生の中核拠点」として社会貢献・教育研究・診療機能の強化が図られるとともに、地域を担う人材が育成・輩出され、地域の発展に資する。

佐賀大学の地域を志向した教育研究機能の充実・強化について

事業概要

(1) 地域から求められる大学を目指した経営基盤の強化

- ① 芸術地域デザイン学部並びに地域デザイン研究科の設置に伴う機能強化事業
窯業人材、地域デザイン人材の育成やイノベティブな芸術文化事業施策による地域活性化
- ② 農学部・農学研究科の改組に伴う機能強化
地域の農業および関連産業の振興に貢献する幅広い教養と高度な専門知識を有した専門職業人の育成

(2) 大学教育の質的転換による地域社会を先導する学生の育成・輩出

- ① 多面的・総合的な評価の実現に向けた高大接続改革実行プロジェクト
従来の手法にとらわれない多面的・総合的な評価方法の開発及び高大連携活動の一体的改革を実行
- ② 学士課程における実習中心の農業版MOT教育導入プログラムの整備と実践
農業生産・加工の基礎的技能の定着を図り、高度な農業技術を有する人材と農業関連産業の即戦力となる人材の育成

事業概要

(3) 地域に根ざしたイノベーション創出拠点としての強み・特色を活かした研究の推進

- ① 海洋エネルギーにおける実証研究の推進と先導的国際共同研究拠点化
海洋エネルギー変換システムの国際規格や国際的なプロジェクトとの連携及び国際人材育成
- ② ハブ型ネットワークによる有明海地域共同観測プロジェクト
有明海的环境変化の原因究明問題は、有明海に関係する県民、行政等から強く期待されている研究課題
- ③ 九州地域シンクロトロン光活用拠点におけるイノベーション技術開発と人材育成
佐賀県や九州地域の大学及び国内外の研究機関との連携を基に、シンクロトロン光を活用した先端的なイノベーション基盤技術の開発研究を展開
- ④ 地域歴史資料の共有化による学際的研究及び歴史情報活用推進プロジェクト
多様な分野を横断した学際的研究や、歴史情報に基づいた地域の活性化・イノベーションの創出など現代的な課題にも活用できる歴史資料情報基盤を整備

事業概要

(4) 地域の課題解決や発展に貢献する教育研究・診療機能の強化

① やきものイノベーションによる地域共創プロジェクト

有田を中心とした肥前窯業圏の陶磁器・セラミック産業界と協働し、国際的な学術研究・知の拠点を形成することにより、地域活性化に貢献する。

② 地域の農水圏生物生産・利用技術等の高度化

農水産業を六次産業化することでより収益率の高い地域産業へと成長させ、高い専門知識・利用技術を持った人材を供給し、地域における自律的な農・水産業の発展を促す

③ 細胞組織工学に基づく再生医療学研究

細胞組織工学技術を再生医療やがん、ゲノム医療への応用を加速させつつ、産学官連携を図りながら医学教育・医工学研究の人材育成

危機管理・報道局

SAGA Prefectural Government

提案事項

- 佐賀県を九州の広域防災拠点として活用することを検討するとともに、広域防災拠点機能の強化のため必要な財政支援を行うこと。

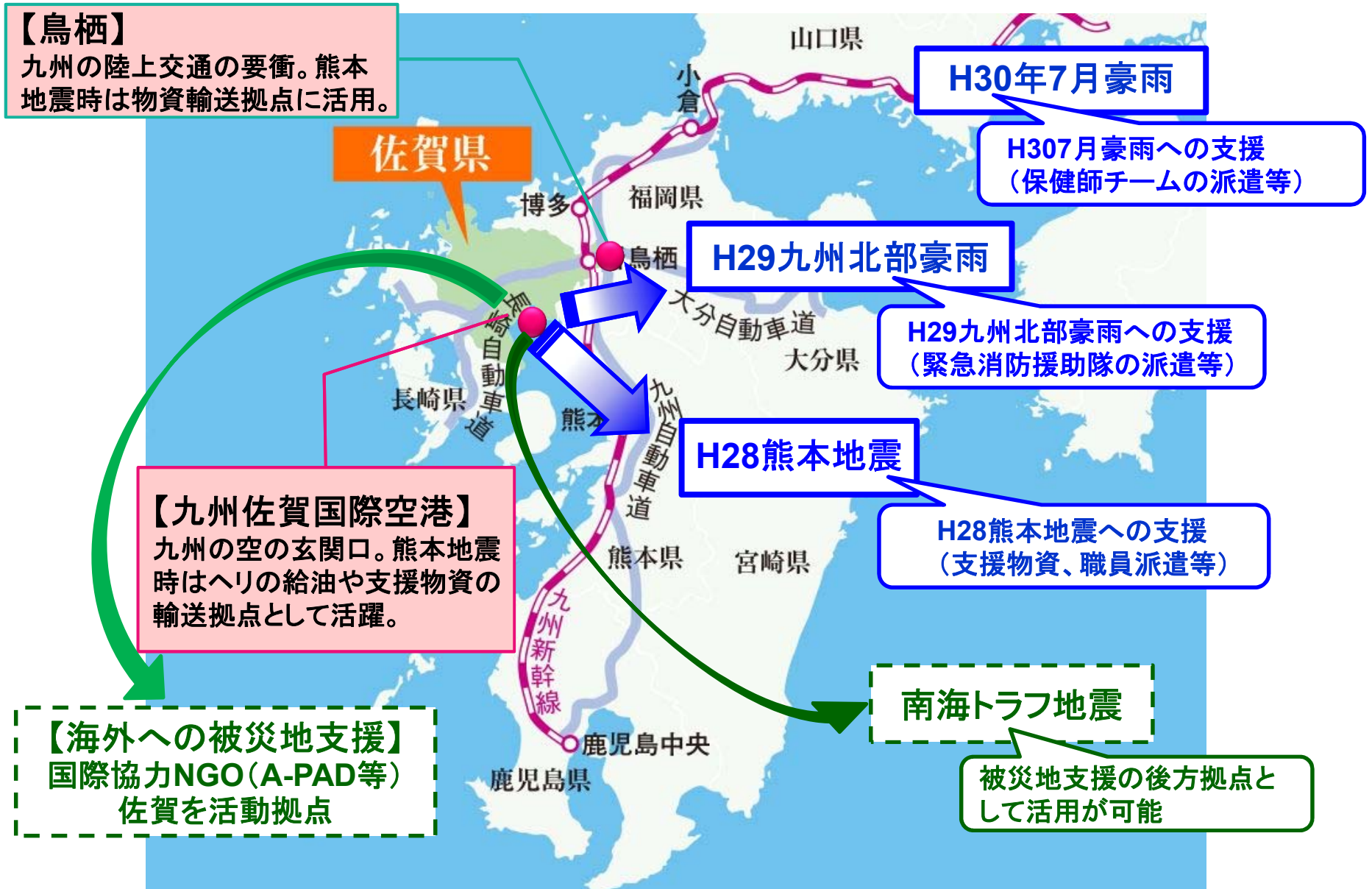
現状と課題

- 九州では近年、平成28年の熊本地震、平成29年の九州北部豪雨、平成30年7月豪雨など災害が多発。また、霧島山の火山活動や南海トラフ地震などの災害リスクが高まっている。
- 当県は、
 - ・ 明治期以降、地震による死者数ゼロ
 - ・ 1968年以降約50年間、自然災害での死者・行方不明者10名以上の被害なし
 - ・ 南海トラフ地震による津波被害の想定が、九州で唯一ゼロと大きな災害の少ない県であり、熊本地震や平成30年7月豪雨など他県での大規模災害の際には積極的に被災地支援を行ってきた。
- 県内には九州の高速道路のクロスポイント「鳥栖JCT」、空の玄関口の九州佐賀国際空港、陸上自衛隊九州補給処などがあり、当県は災害時の後方支援の拠点となる高いポテンシャルを有する。

現状と課題

- これらの佐賀県の強みを踏まえ、国際協力NGOが当県を海外の災害支援の拠点として活動。
 - 現在、当県では防災ヘリの導入や空港の機能強化（滑走路の延長など）、広域幹線道路の整備のほか、広域物資輸送拠点として活用可能なアリーナ（SAGAサンライズパーク）の建設などを進めており、これらの整備が進めば、防災拠点としての機能が一層高まる。
- 九州で災害が発生した際には、九州における重要な広域的防災拠点としての役割を担うポテンシャルを持っている。
- 熊本など他の防災拠点と連携することで、災害時のリスク分散につながる。

防災拠点として佐賀県の優位性



原子力災害対策の強化について

提案事項

内閣府・厚生労働省・原子力規制委員会

- (1) 原子力災害対策指針については、最新の知見や国内外の状況を踏まえ、今後も継続的に改定するとともに、地方公共団体の意見を適切に反映すること。
- (2) 緊急時モニタリングについては、モニタリング要員の安全管理等、今後の検討課題事項について早急に検討を行うこと。
- (3) 原子力災害医療の体制については、安定ヨウ素剤の更新配布手続きの簡略化に向けて、国が責任を持って対応すること。また、住民等の長期的な健康管理対策については、国が主体的に取り組むこと。
- (4) 避難が広域に及んだ場合に備え、他県との連携を含めた原子力災害対策、避難計画の更なる充実や、避難行動要支援者等の避難対策の充実のための搬送体制の構築など国においても積極的に支援や調整に取り組むこと。
- (5) 国は、全国の各原子力発電所における災害発生を想定し、各道府県が主催する原子力防災訓練に、本来対応すべき役割を担う本人が積極的に参加するなど、主体的に関わること。
- (6) 住民に対する原子力災害対策に関する基本的な知識の普及啓発や避難計画の内容等の周知等について、国においても積極的に取り組むこと。
- (7) 原子力災害対策重点区域（PAZ及びUPZ）内でのとるべき防護措置に必要な経費及びUPZ外において必要となる経費については、全て交付金の対象とし、国で確実に予算化を行うこと。
- (8) オフサイトセンターや代替オフサイトセンターの整備等に必要な経費については、国で確実に予算化を行うこと。
- (9) より迅速かつ円滑な避難ができるよう、原子力災害時の避難に使用する道路や港湾等のインフラ整備をするための新たな財源措置を講じること。

原子力災害対策の強化について

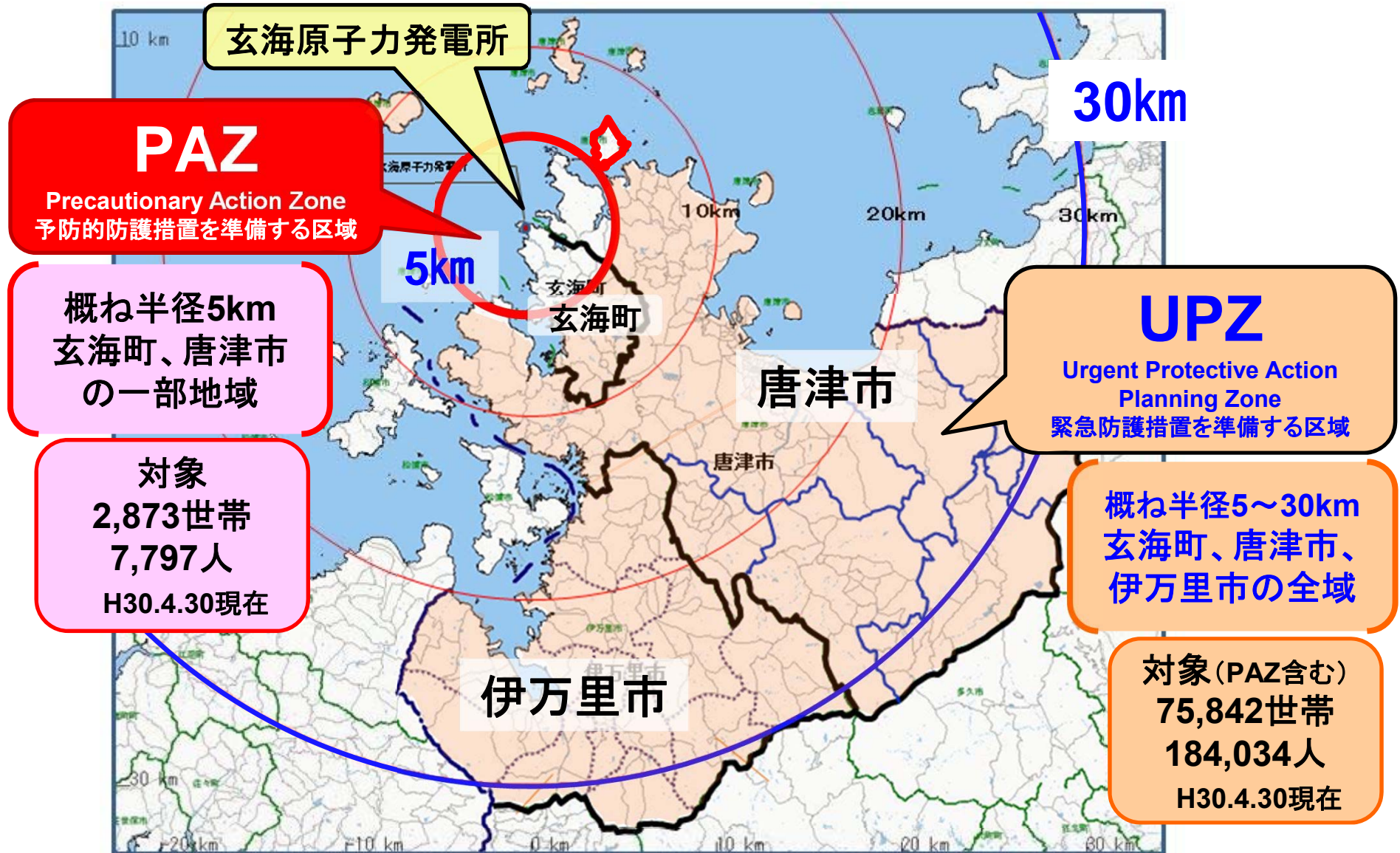
内閣府・厚生労働省・原子力規制委員会

現状と課題

- 最新の知見や国内外の状況を踏まえ、今後も継続的な改定が必要。
- 現在、緊急時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）の改訂作業が進められているが、モニタリング要員の具体的な被ばく管理等については引き続き検討課題とされており、検討を進めていただく必要がある。
- 安定ヨウ素剤の事前配布については、薬剤の更新業務が継続的に発生し、住民や地方公共団体の負担が大きいため、更新配布手続きの簡略化や不要となった薬剤を家族や本人が廃棄処分ができるよう回収手続きの簡略化を行うことが必要。
- 住民の避難範囲が広域に及んだ場合、避難行動要支援者の避難先が県内だけでは不足するとともに、関係機関のみでは搬送手段が不足する可能性がある。
- 原発立地場所毎に地域特性があることから、国は各地の地域特性を災害時に備えてあらかじめ理解しておくとともに、訓練を立地道府県と行い、実際の災害時に役割を担う本人が参加し、災害対応の練度を高めておく必要がある。
- 万が一の緊急時にスムーズな防護措置をとるためには、原子力災害対策に関する基本的な知識について住民に十分な理解を得ることが重要。
- 防護措置に必要な経費やオフサイトセンター等の整備に必要な経費については、十分な対策ができるよう、今後も必要な経費について国が確実に予算化を行う必要がある。
- より迅速かつ円滑な避難を実施するためには、原子力災害時の避難に使用する道路や港湾等のインフラ整備が必要である。

原子力災害対策の充実・強化による地域住民の更なる安全の確保

原子力災害対策の強化について



緊急防災・減災事業債の対象事業の拡充について

総務省・消防庁

提案事項

- 緊急防災・減災事業債の対象事業の更なる拡充と共に令和2年度（2020年度）までに着手した事業も対象とすること。

現状と課題

- 緊急防災・減災事業債は、緊急に整備する必要のある情報網など、防災行政無線の「アナログからデジタルへの機能強化」は対象であるが、「既にデジタル設備の再整備」は対象外とされており、また、継続費事業であっても令和2年度までの事業費が対象となっている。
- こうした中、防災・減災対策の重要性から、本県では全国に先駆けて「防災行政無線のデジタル化」整備を行い、他県においても普及が進んでいるが、その設備等の老朽化が顕著となってきた状況。
- 防災・減災対策のため、老朽化した設備の更新に加え、近年頻発している地震や集中豪雨などに迅速かつ的確に対応するため、広域的な映像電送の機能強化及び無線中継所などの施設の耐性強化を盛り込んだ総合的な再整備に取り組むこととし、その事業期間は令和元年度から5年程度を予定している。

- 老朽化した設備の更新及び機能強化を積極的に進めることで、地域における防災・減災対策の強化の推進（地方財政措置）

総務部

SAGA Prefectural Government

普通交付税における精算制度の拡充について

総務省

提案事項

- 普通交付税の基準財政収入額における地方税の精算制度に、地方消費税を対象として追加すること。

現状と課題

- 普通交付税の基準財政収入額における地方消費税の算定においては、地方財政計画における税込見込みに、消費に相当するシェア率を乗じる方法を採用。
- 地方財政計画と実際の税込との間には乖離があることから、毎年度、基準財政収入額（税込ベース）と決算に数億円程度の乖離が発生。
- 今年度は、10億円以上乖離が発生する見込み。

区分	全国における地方消費税 (単位：億円)		当県における地方消費税 (単位：百万円)	
	地方財政計画	決算額（全国）	基準財政収入額 (税込ベース)	決算・予算
H31	48,624	—	16,401	15,094
H30	47,068	47,552	15,227	15,483
H29	45,993	47,353	14,656	14,906
H28	48,529	47,028	15,431	14,663

- 制度の拡充により、安定した地方一般財源が確保可能

法人事業税における収入金額課税の堅持について

総務省

提案事項

- 電気供給業及びガス供給業に係る収入金額課税を堅持すること。

現状と課題

- 平成31年度税制改正大綱では、電気供給業、ガス供給業について、小売全面自由化、2020年の法的分離に伴う新規参入状況及び地方財政への影響などを考慮しつつ、付加価値割額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討するとされた。
- 2016年から電力の小売自由化が始まったが、現状は完全な自由市場の状況であるとはいえず、大手電力会社等による事実上の独占状態は継続している。
- 課税標準を所得金額や付加価値割額及び資本金等の額とした場合には、膨大な施設と従業員を有し、都道府県の行政サービスを多く受けているにもかかわらず、それに比較し法人事業税が非常に少額になり、応益原則である事業税の性格と矛盾する。
- 収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献してきた。
- 応益性の原則に則しており、安定的な財政運営に資する。

佐賀県の状況

○法人事業税額における電気供給業の税額のシェア

佐賀県 (単位：百万円)

	税額	割合
電気供給業	2,769	15.8%
全業種計	17,533	

H31年度当初予算

全国 (単位：百万円)

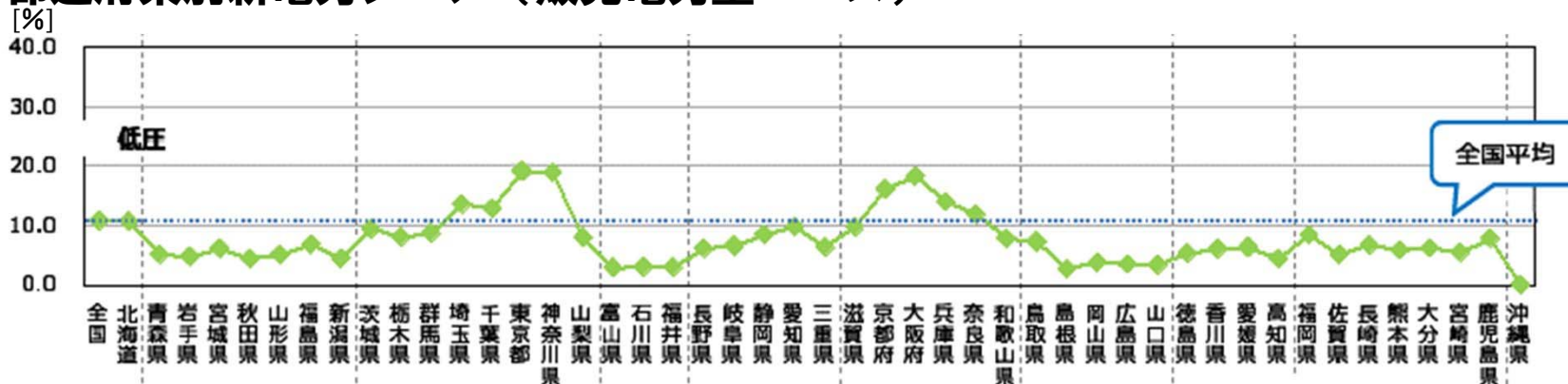
	税額	割合
電気供給業	144,562	3.6%
全業種計	4,061,424	

H28年度実績

※佐賀県の電気供給業のシェアは全国平均より高く、課税標準が収入金額から所得金額や付加価値割額及び資本金等の額へ変わった場合、影響が大きい。

影響額△16億円

○都道府県別新電力シェア（販売電力量ベース）



※上記「新電力」には、供給区域外の大手電力を含まない。

(出所) 電力調査統計 2018年7月

※全国的に都市部（関東・関西圏）を除き、未だ大手電力会社の独占状況が続いている。

地域交流部

SAGA Prefectural Government

九州佐賀国際空港の利便性向上に向けた出入国管理体制の充実について

提案事項

法務省

- 増員も含め出入国管理体制の充実を図ること。

現状と課題

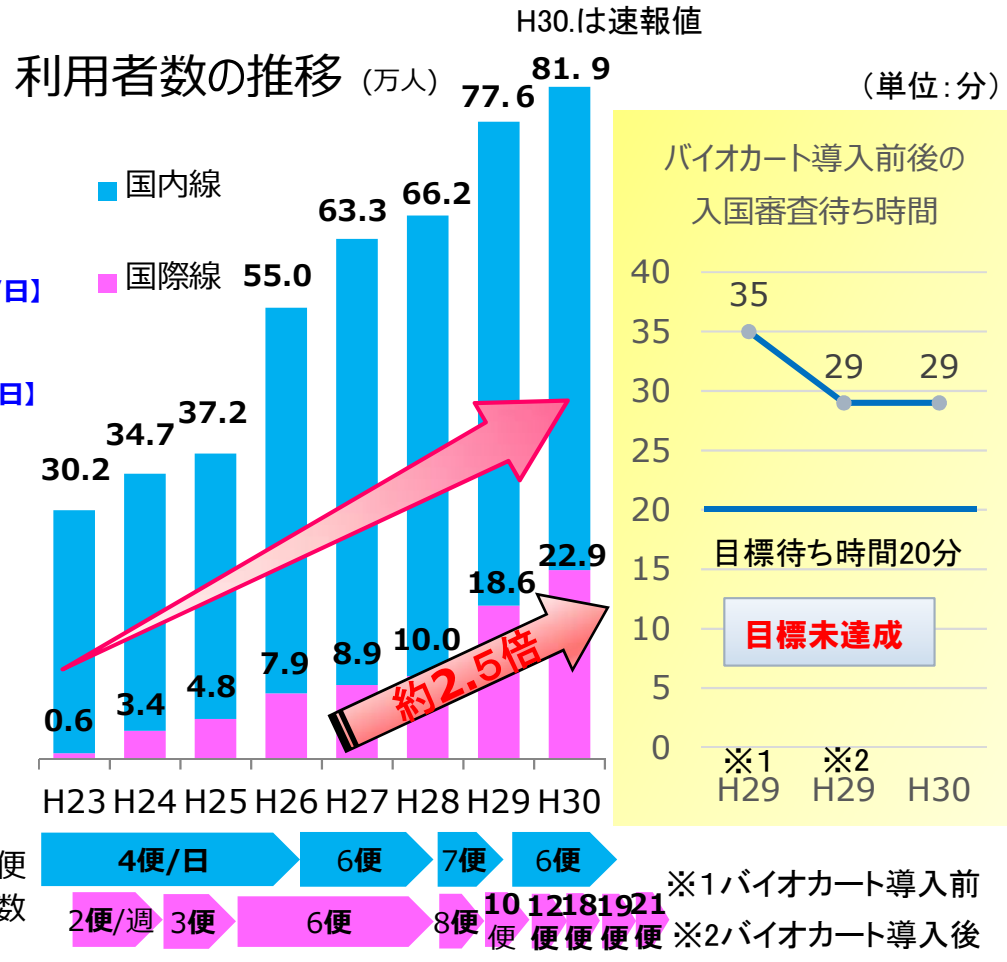
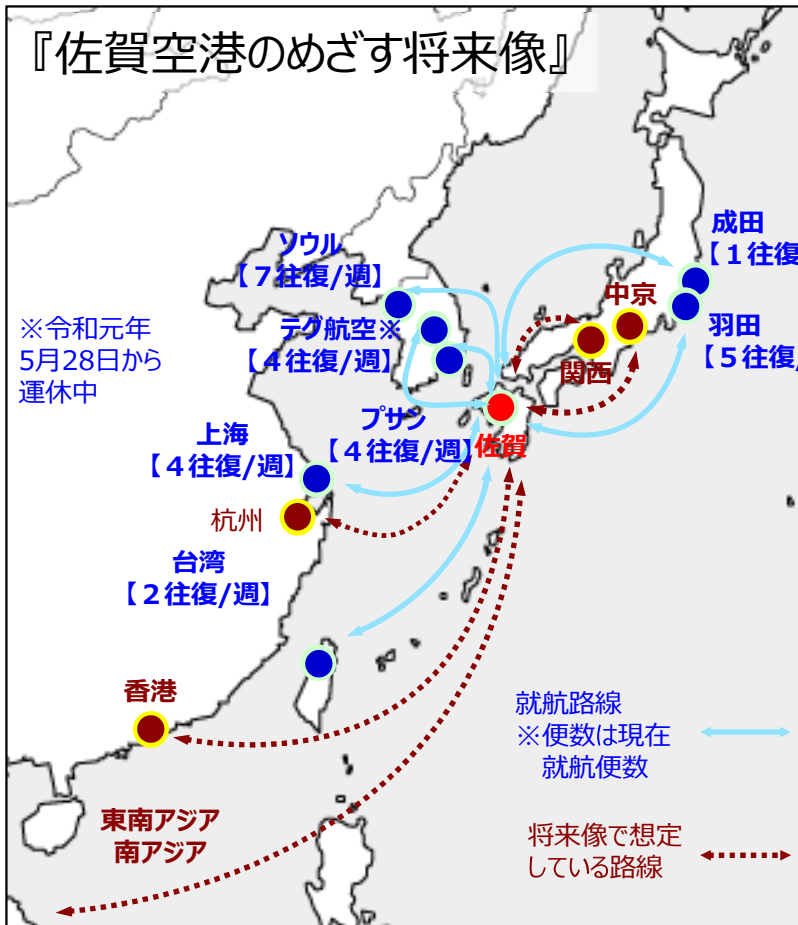
- 九州佐賀国際空港の国際線の利用者は、直近3年間で約2.5倍に増加している（平成27年度約9万人→平成30年度約23万人）。
- 現在、国際線が毎日2往復から4往復運航しており、今後も既存路線の増便や新規路線の誘致等による便数の増加が見込まれる。
- 入国審査時間は、平成29年4月のバイオカート※導入後は減少しているものの、現在も30分程度を要している。
- 在留外国人数も5年で約1.5倍に増加している（H25.12.31時点4,229人→H31.1.1時点6,327人）。
- 増加する国際線の利用者等に対応するため、更なる出入国管理体制の充実が必要である。

審査待ち時間を活用して個人識別情報を事前に取得するための機器

- 国際線利用者の受入体制の強化、利便性の向上

「佐賀空港がめざす将来像」に向けて

○九州佐賀国際空港の平成30年度の利用者数が、81万9千人を記録。
 【6年連続過去最高、東京便は11年連続過去最高】



普通自動車免許で運転可能なコミュニティバス等の乗車定員の見直しについて

警察庁、国土交通省

提案事項

- 一般乗合旅客運送事業及び自家用有償旅客運送事業で運行するコミュニティバス等について、普通自動車免許で運転できる車両の乗車定員の要件を緩和すること。

現状と課題

- 普通自動車免許で運転できる車両の乗車定員は10人以下。
- 山間地域や過疎地域では、コミュニティバス等の運行を地域のタクシー事業者やNPO法人等が担うことが多いが、大型自動車免許・中型自動車免許を有する人材の不足が深刻化しており、運行の担い手となる事業者等の確保が困難。
- ワゴン型乗用車の中には、同じ大きさの車両で10人乗りと14人乗りがあり、普通自動車免許で14人乗りが運転できれば効率的な運行が可能。

- コミュニティバス等の効率的な運行が可能となり、地域交通の担い手の確保がしやすくなる。

離島航路に対する国庫補助制度の見直しについて

国土交通省

提案事項

小規模離島の航路において安定した運航ができるよう補助制度を見直すこと。

- (1) 小型船舶の減価償却費の補助対象経費の算定方法を見直すこと。
- (2) 収入実績で積算される事務所経費等の算定方法を見直すこと。
- (3) 補助金の概算払いができるように見直すこと。

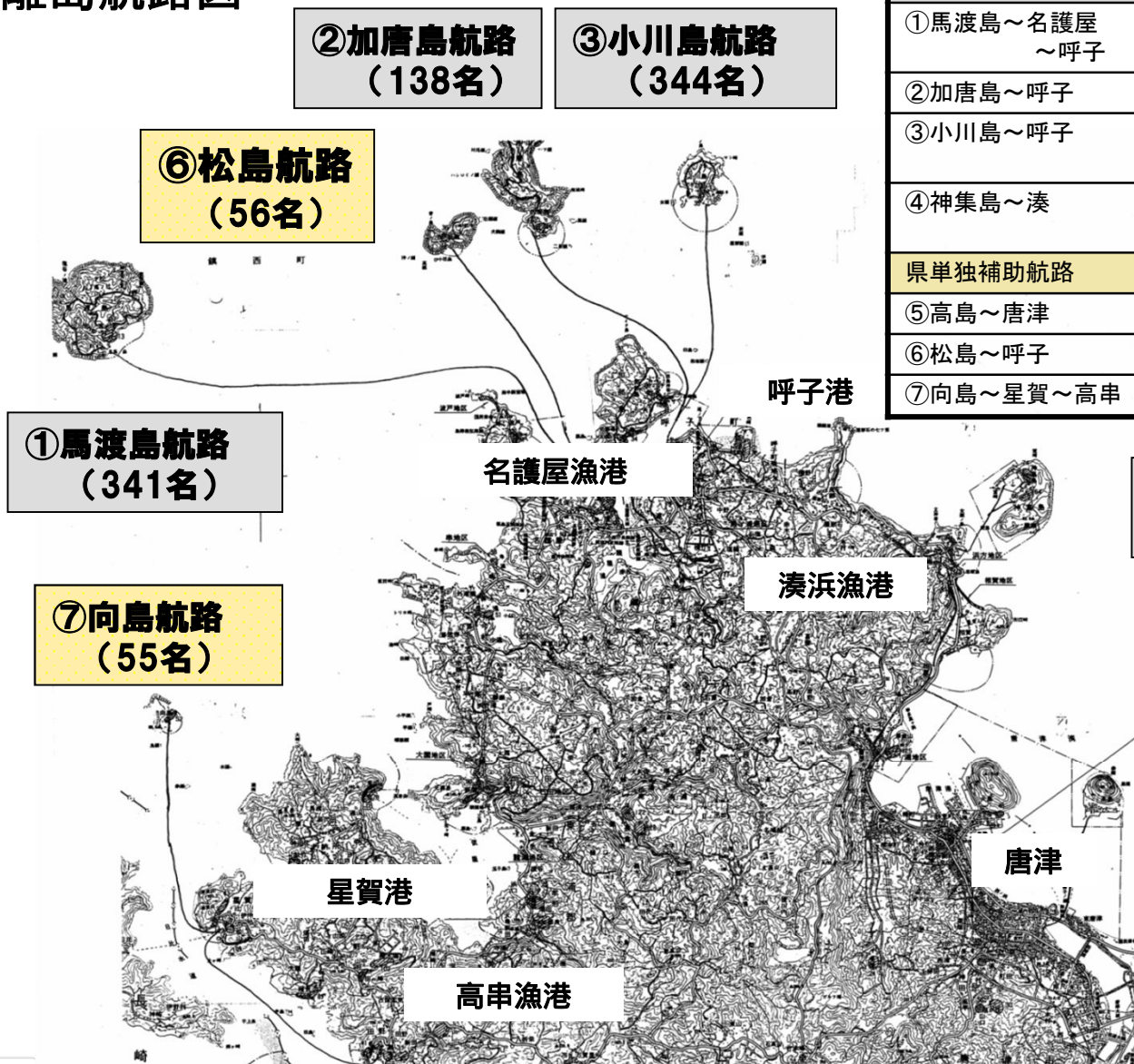
現状と課題

- 島民人口の減少等により、航路事業者の経営状態は厳しくなっている。
- このような状況の中、事前算定方式である「地域公共交通確保維持改善事業補助制度」については、
 - ・ 小型船舶の減価償却費の補助対象経費が取得価格の5割と低く算定される
 - ・ 固定経費である事務所経費等が、事業者や航路の規模等に関わらず収入実績に一定係数（0.21）を乗じ算定されるなど、補助対象経費が航路維持に係る必要経費の実態と大きく乖離している。
- 補助金の支払いが完了払いであり、事業終了から支払いまで約半年以上を要しており、航路事業者の多くは、運転資金等の確保に苦慮している。

- 実態に即した船舶の維持管理と安定した離島航路の確保が可能

離島航路に対する国庫補助制度の見直しについて

離島航路図



国庫補助航路			
①馬渡島～名護屋～呼子	ゆうしょう	4便	15.4km
②加唐島～呼子	かから丸	4便	7.0km
③小川島～呼子	そよかぜ グリーンオーケレット	5便 冬季4便	6.8km
④神集島～湊	荒神丸(H27.6.1～)	平土9便 日祝7便	2.75km
県単独補助航路			
⑤高島～唐津	ニューたかしま	6便	3.0km
⑥松島～呼子	新栄	3便	7.5km
⑦向島～星賀～高串	向島丸	3便	7.8km

国庫補助航路
 県単補助航路

**⑤高島航路
(226名)**

()内は住民基本台帳人口
(H30.4.1現在)

離島航路に対する国庫補助制度の見直しについて

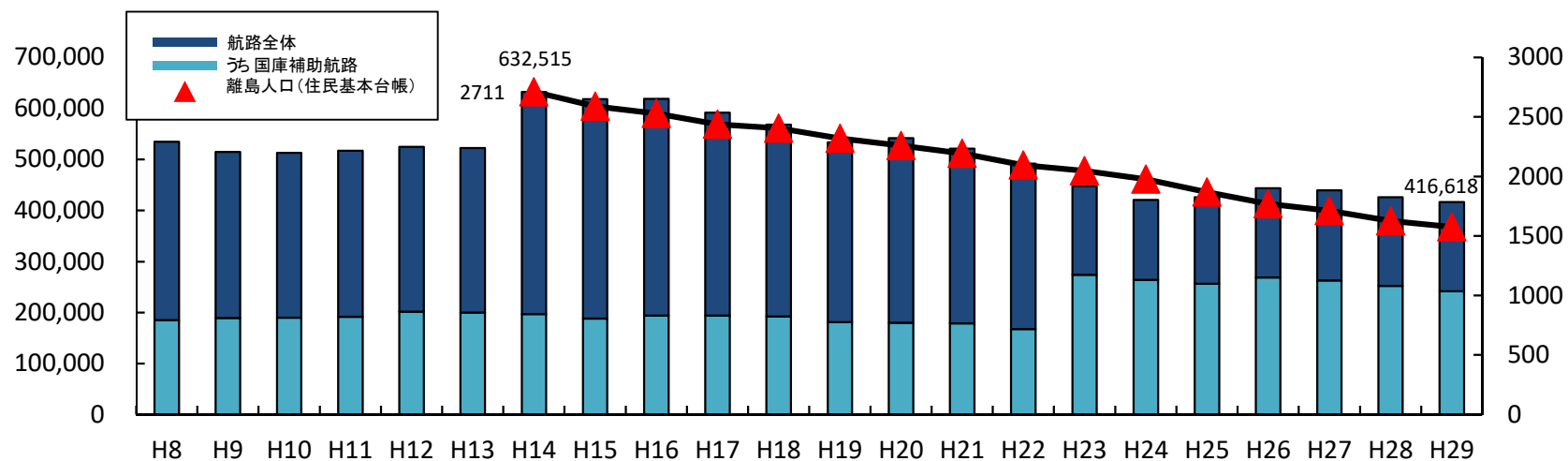
離島人口及び航路輸送人員の推移

輸送人員

離島人口

(人)

(人)




バス路線に対する国庫補助所要額の確保及び補助制度の見直しについて

国土交通省

提案事項

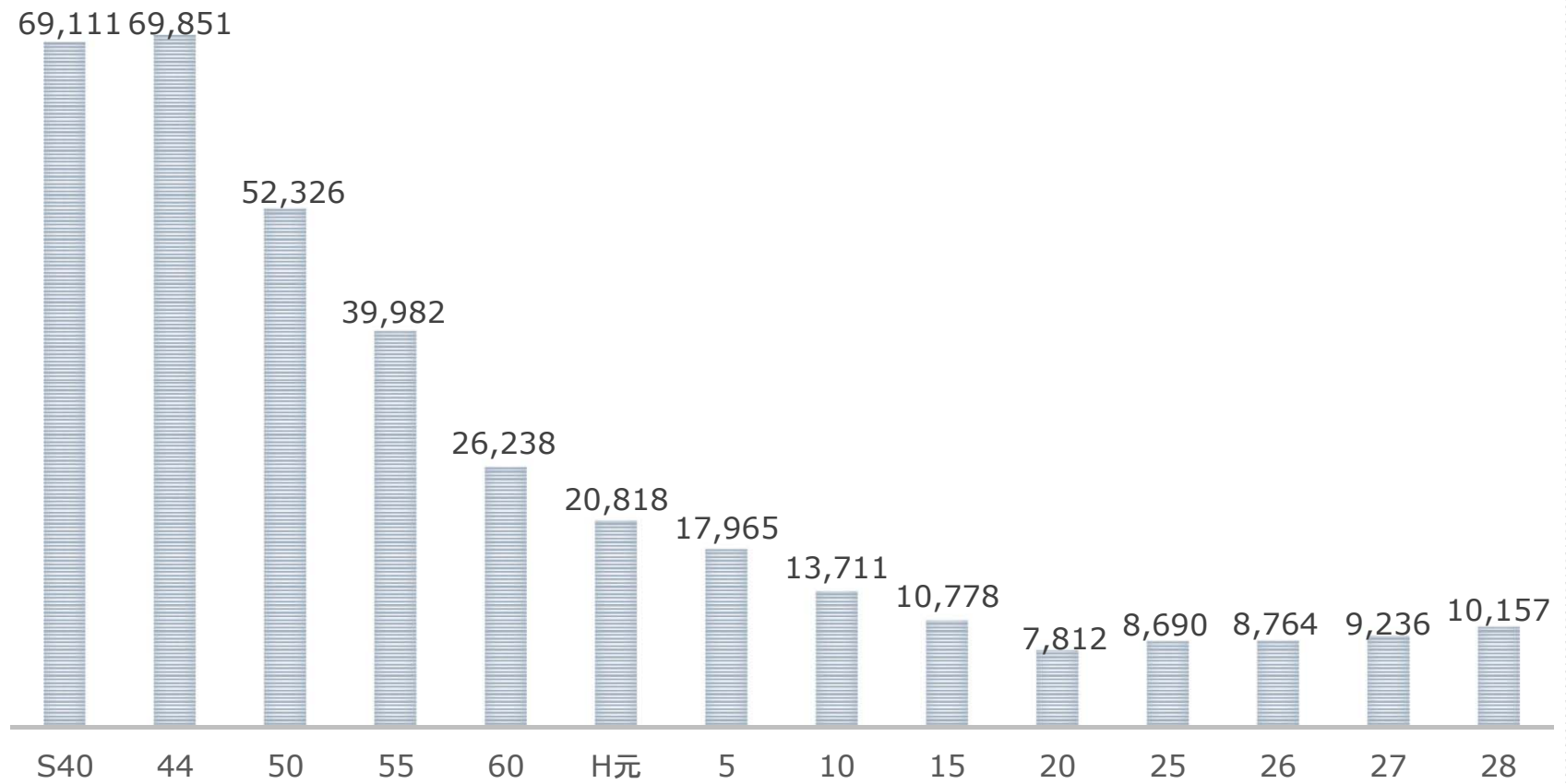
- (1) バス路線に対する国庫補助について所要額を確保すること。
- (2) 地域間幹線系統確保維持費補助の乗車密度による減額の基準を見直すこと。

現状と課題

- 当県では、路線バスの利用者の減少により、路線バス網の維持確保が危機的な状況にあり、国及び県の補助は不可欠。
 - 地域間幹線系統確保維持費補助における平均乗車密度による補助対象経費の減額により、路線維持が困難な状況。
 - 当県では、県を挙げて路線バスをはじめとした公共交通利用促進に取り組むこととしており、その実現のためには国庫補助制度の見直しなどによる国の安定的な支援が必要。
- 
- 地方自治体や事業者等が持続可能な公共交通網の構築に向けた長期的な取組を行うことが可能

佐賀県内乗合バスの年間利用者数の推移

(単位:千人)



出典:九州運輸要覧

重要港湾の整備促進について

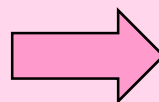
国土交通省

提案事項

- (1) 伊万里港臨港道路七ツ島線の整備を推進すること。
- (2) 唐津港東港地区の航路・泊地の整備を推進すること。

現状と課題

伊万里港七ツ島地区は幹線道路と接続するアクセスが1ルートであるため、交通が集中し渋滞が発生

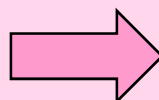


港湾関連車両交通の円滑化、物流機能の効率化及び輸送コストの削減のためには、物流ルートの多重化が必要

唐津東港地区に耐震強化岸壁が供用（H28.4）、前面の航路・泊地は平成28年度より着工

寄港可能船舶

- ・貨物船（RORO）： 5,000DWT
- ・クルーズ船： 26,000GT級



計画対象船舶の寄港には航路・泊地の増深が必要

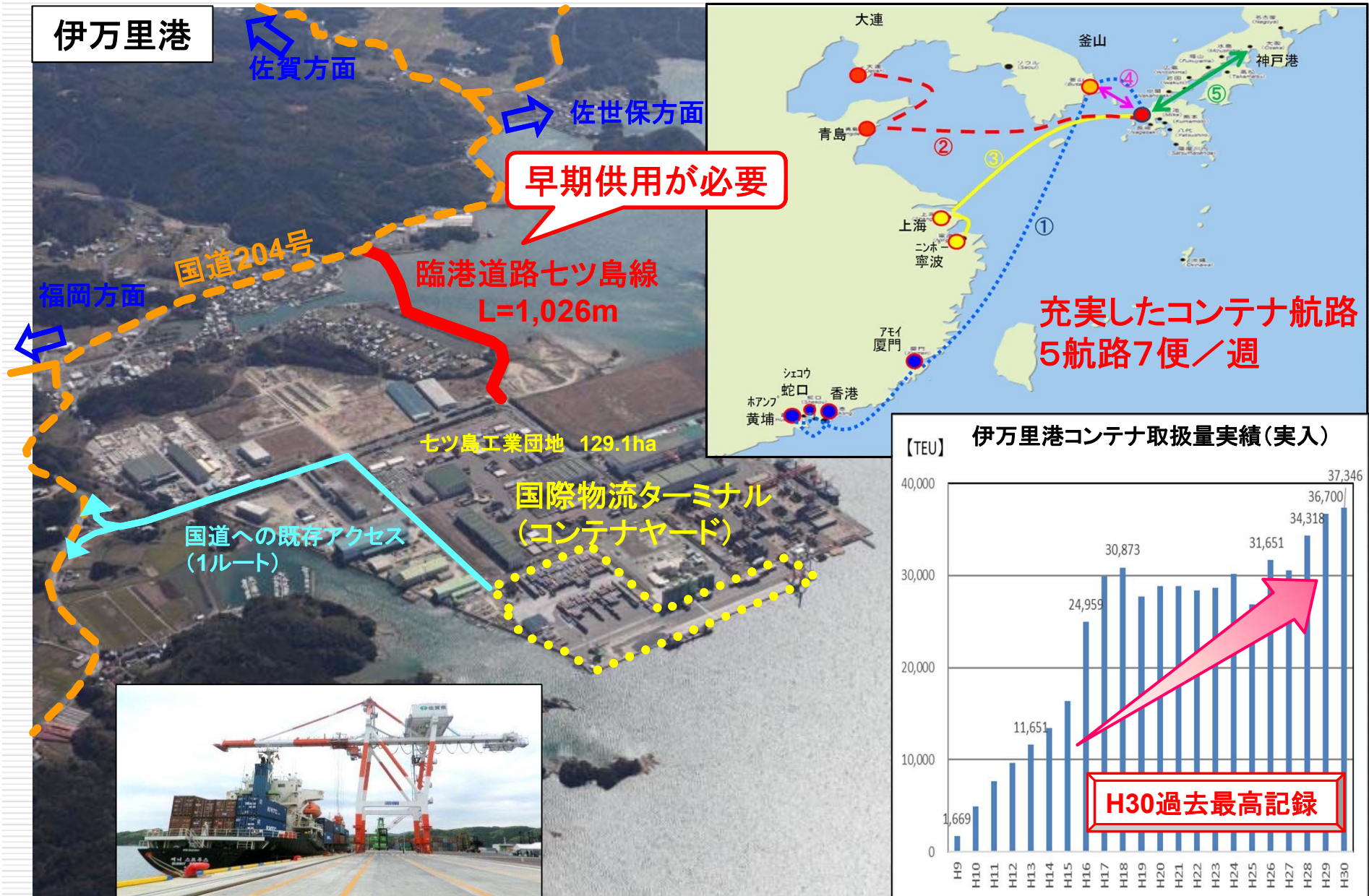
寄港可能船舶

- ・貨物船(RORO)： 10,000DWT
- ・クルーズ船： 50,000GT級

○伊万里港は対アジア貿易の拠点として背後圏の地域産業の活性化に寄与

○唐津港は物流基地、観光の「海の玄関口」及び災害時の防災拠点として機能

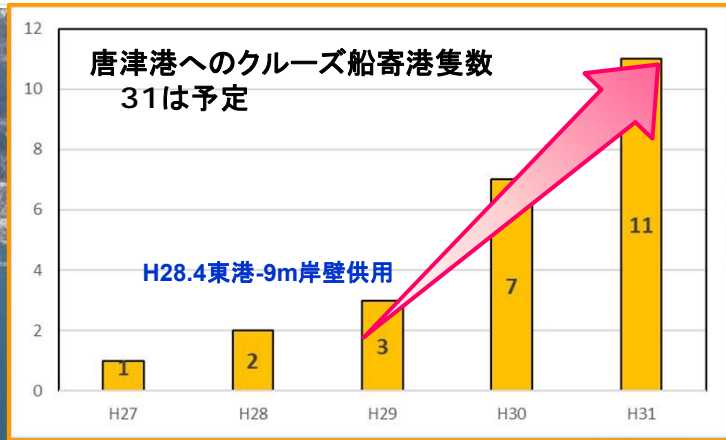
重要港湾の整備促進について



重要港湾の整備促進について

唐津港

東港地区(-9m)耐震強化岸壁
 喫水制限:-7.4m(5千t級貨物船)
 1万t級貨物船(RORO)の接岸不可



ラグジュアリー船(欧米人が中心)
 寄港数H30過去最高記録

航路・泊地の増深

計画対象船舶の寄港可能

物流、観光及び災害時の防災拠点
 として機能発揮

耐震強化岸壁(-9m)

航路・泊地(-9m)

スターレジェンド(米)



ロストラル(仏)



国有港湾施設の老朽化対策の推進について

国土交通省

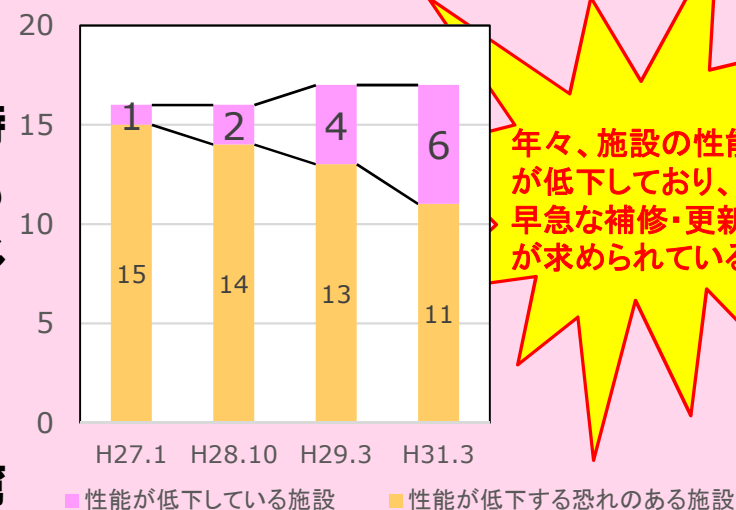
提案事項

- (1) 伊万里港臨港道路久原瀬戸線の予防保全を事業化（直轄）すること。
- (2) 唐津港妙見地区岸壁の予防保全を事業化（直轄）すること。

現状と課題

- 重要港湾における国有港湾施設は、特に利活用が多い主要な施設
- 県に管理委託された国有港湾施設は維持管理計画に基づき適切に管理しているものの、老朽化が著しく、補修・更新に多額の費用を要するため、県財政を圧迫
- 施設規模が大きい国有港湾施設は補修・更新の事業規模も大きく、その中で港湾運営の継続性を確保するには高度な技術が必要

国有港湾施設の点検結果

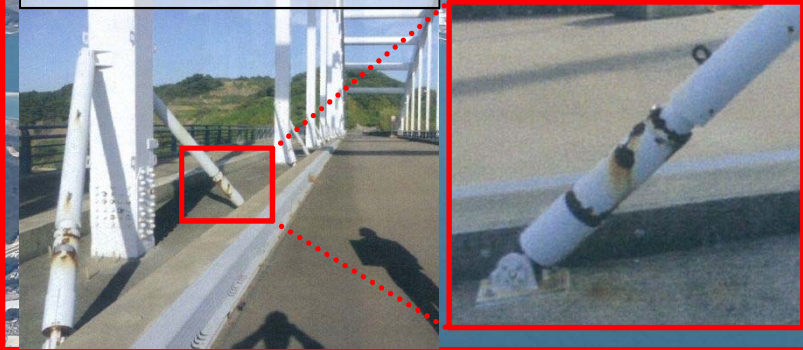


- 港湾物流を支える社会インフラの計画的かつ効率的な維持管理・更新の実施

国有港湾施設の老朽化対策の推進について

伊万里港

長大橋の塗装劣化



七ツ島地区

国際物流ターミナル
(コンテナヤード)

七ツ島工業団地 129.1ha

臨港道路七ツ島線(整備中)
L=1,026m

福岡・唐津方面

予防保全事業による
港湾物流の継続性の確保

佐世保方面

伊万里工業団地 94.7ha

久原南地区

伊万里湾大橋

臨港道路久原瀬戸線
L=2,920m

国道204号

佐賀方面

排水性舗装の劣化(轍掘れ、路面の凹み)



骨材の飛散



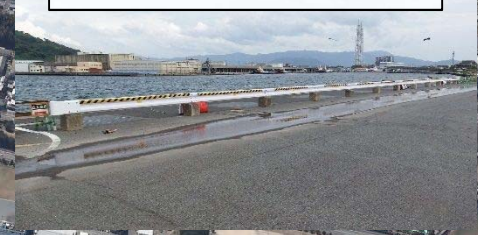
国有港湾施設の老朽化対策の推進について

唐津港

プラント資材等大型貨物の取り扱い



岸壁の消波構造部上面の利用制限



岸壁の消波構造部の断面欠損



水産ふ頭地区

妙見地区

水深(-7.5m)

予防保全事業による
港湾物流の継続性の確保



文化・スポーツ交流局

SAGA Prefectural Government

2023年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会を契機としたスポーツ文化の拡大に向けた支援について

文部科学省・スポーツ庁・国土交通省

提案事項

国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会を契機としたスポーツ文化の裾野拡大・地域定着に向けて、地域の競技施設整備や大会運営への支援を拡充すること。

(1) 競技施設整備に対する支援

- スポーツ振興くじ助成の対象要件の拡充、交付限度額の引き上げ
- 学校施設環境改善交付金の更なる予算の確保、交付限度額の引き上げ
- 社会資本整備総合交付金の予算確保（都市公園内の運動施設などの整備や更新、バリアフリー化等）

(2) 運営に対する支援

- 地方自治体の過大な経費負担を軽減するため地域スポーツ振興費補助金（国民体育大会開催事業、全国障害者スポーツ大会開催事業）の増額
- 東京オリパラを踏まえた競技・種目等の追加への対応のため補助金の増額

2023年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会を契機としたスポーツ文化の拡大に向けた支援について

文部科学省・スポーツ庁・国土交通省

現状と課題

- 最初の国民スポーツ大会となる佐賀国スポ・全障スポを成功させ、大会のレガシーとして新しいスポーツ文化を地域に定着させていくことが必要。
- 当県及び市町のスポーツ施設は、昭和51年開催の前回国体に合わせて整備したものが多く、老朽化や現在の競技規格に合わない施設が多い。
- 大会の競技会場に都市公園内の運動施設が予定されており、開催に向けて公園施設の整備・更新やバリアフリー化等が必要。
- 運営にあたり地方自治体の人的・財政的負担が大きい。さらに東京オリパラを踏まえ新たな競技・種目等が導入されたため、施設や競技用具の整備にかかる経費が増大。

- 「年齢、性別、障害のあるなしに関係なく、誰もが、それぞれのスタイルでスポーツを楽しむ環境づくり」の推進
- 両大会の開催目的を十分に達成し、大会のレガシーを創出

2023年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会を契機としたスポーツ文化の拡大に向けた支援について

国スポ・全障スポ大会開催に向けた施設整備・運営体制の充実について

施設整備に対する支援

スポーツ振興くじ助成

- ・施設整備助成の拡充等

学校施設環境改善交付金

- ・予算の確保、交付限度額の引き上げ

社会資本整備総合交付金

- ・都市公園内の運動施設などの必要な予算確保



社会資本整備総合交付金
(都市公園内野球場)



スポーツ振興くじ助成
(SAGAサンライズパーク整備)

運営に対する支援

地方スポーツ振興費

- ・開催事業補助の増額



◀情報支援
ボランティア等
の育成

▼競技用具の整備



◀競技・種目・
種別の増加
(ビーチ
バレーなど)

▼仮設施設の整備



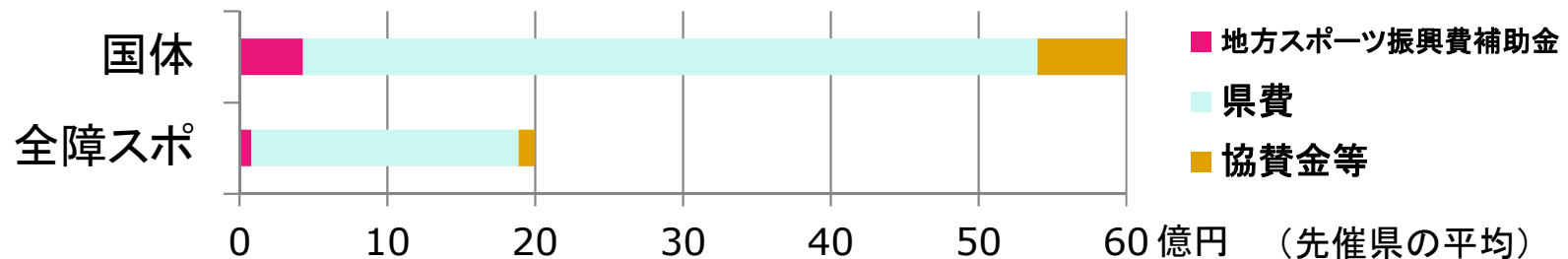
提 案

- ・施設整備に対するスポーツ振興くじ助成等の対象の拡充、予算の確保
- ・地方自治体の過大な経費負担の軽減及び東京オリパラを踏まえた競技・種目等の追加への対応のための地方スポーツ振興費補助金の増額

2023年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会を契機としたスポーツ文化の拡大に向けた支援について

● 開催地都道府県の経費負担が大きい。

両大会は、統括団体（日本スポーツ協会、日本障がい者スポーツ協会）及び国、開催地都道府県が共催するものとされているが、大会準備・運営経費は、開催年度に一定額が交付されるのみで、大半を開催地都道府県が負担。



● 東京オリパラ等を踏まえ新たな競技・種目の追加が決定したため、経費増加が見込まれる。

<国スポ> 水球(女子)、オープンウォーター、ボクシング(女子)、ビーチバレー、体操・トランポリン、レスリング(女子)、ウエイトリフティング(女子)、自転車・トラック・ロード(女子)、ラグビーフットボール7人制(女子)

<全障スポ> 卓球(精)(R1茨城大会から追加)、ボッチャ(R3三重大会から追加)

地方スポーツ振興費補助金を増額すること

県民環境部

SAGA Prefectural Government

最新の科学的知見を踏まえた

原子力発電所の安全性向上について

原子力規制委員会

提案事項

- (1) 原子力発電の安全性に関する最新の科学的知見を絶えず収集、分析し、新たな知見が得られた場合には、必要に応じて基準へ反映させ、事業者へ追加対策を求める等、更なる安全性向上へ取り組むこと。
- (2) 原子力発電所施設の変更に係る適合性審査については、何よりも安全を優先し厳正な審査を行うこと。
- (3) 原子力発電所の廃止措置については、事業者に対し厳正な指導監督を行い、長期にわたる廃止措置の安全確保に万全を期すこと。
- (4) 国内でこれから本格化する、廃止措置作業や放射性廃棄物の処理処分技術にも精通した技術者の育成、人材確保に努めること。

最新の科学的知見を踏まえた

原子力発電所の安全性向上について

原子力規制委員会

現状と課題

- 昨年、玄海3号機、4号機が再稼働したが、「安全の追求に終わりはない」との認識のもと、更なる安全性向上に向けた不断の取組が必要。
- 今年の1月に事業者が国に申請した使用済燃料貯蔵対策（リラッキング、乾式貯蔵施設）については、国の審査状況を注視しているところであるが、何よりも安全を大切にされた対応が必要である。
- 一昨年7月から玄海1号機の廃止措置作業が始められ、また玄海2号機については事業者から廃止の方針が示されており、これからも長期にわたり、安全に管理していく必要がある。

- 原子力発電所の安全性向上

健康福祉部

SAGA Prefectural Government


介護職員の処遇改善について

厚生労働省

提案事項

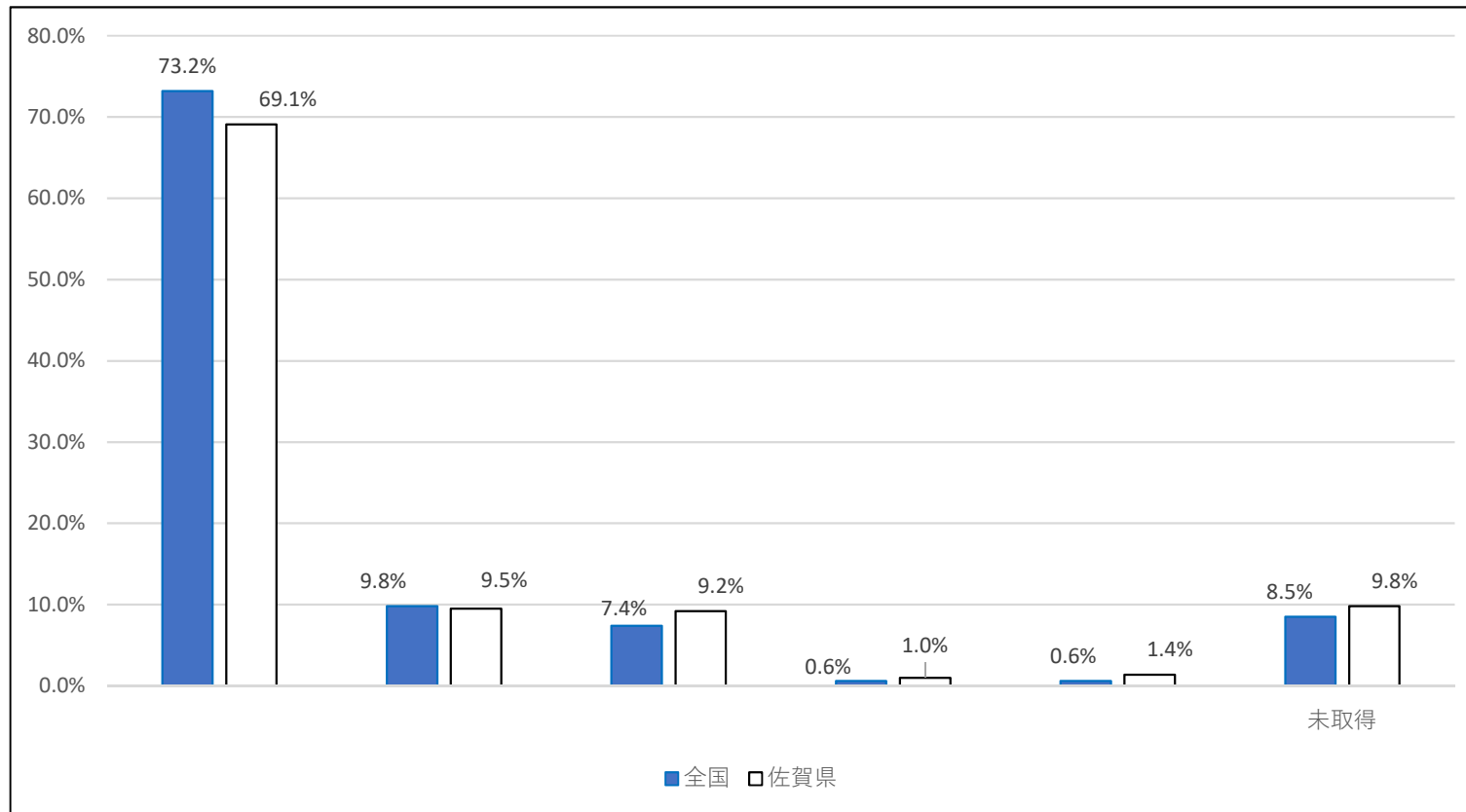
- (1) 介護職員処遇改善加算については、今年10月からの更なる処遇改善も含め、実績報告書の省略など手続の簡素化を行い、事業者にとって使いやすい制度とすること。
- (2) 今後、介護人材が意欲をもって働き続けられる処遇を事業者が自律的かつ安定的に実現できるよう、基本報酬の引上げも選択肢に含め、今後とも幅広く処遇改善の在り方を検討すること。

現状と課題

- 本県は小規模事業所が多く、現場からは、加算取得の手続が煩雑であるという意見も多い。こうしたことが要因で、県内の加算全体の取得率、加算Ⅰの取得率ともに全国をやや下回っている。
- 
- 今年10月からの更なる処遇改善も含め、事業者にとって使いやすい制度、自律的・安定的に取り組んでいける制度とすることで介護人材の処遇改善を実現

佐賀県の状況(特徴)

○ 介護職員処遇改善加算の届出(請求)の状況



全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料(H31.3.19)より(H30.8審査分)

- ✓ 佐賀県の加算の届出(全体)は、全国をやや下回る。
- ✓ 佐賀県のIの届出、I+IIの届出は、全国を下回る。

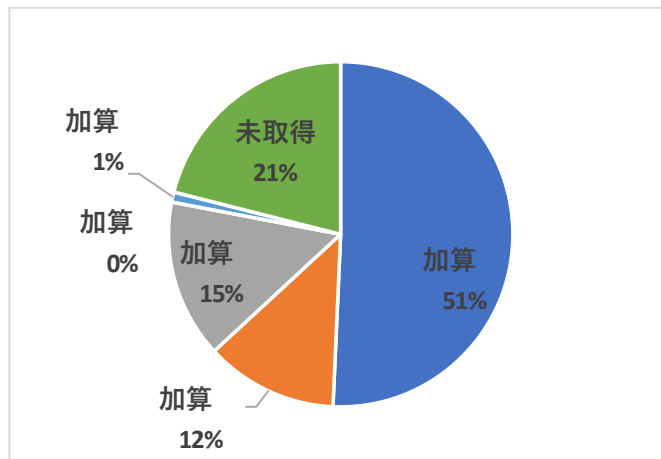
佐賀県の状況(特徴)

○ 佐賀県は小規模事業所が多い。

- ・ 通所介護事業所中、利用実人員19人以下の小規模事業所が40% (全国1位の多さ)
- ・ 訪問介護事業所中、利用実人員19人以下の小規模事業所が47% (全国3位の多さ)
(平成29年介護サービス施設・事業所調査)

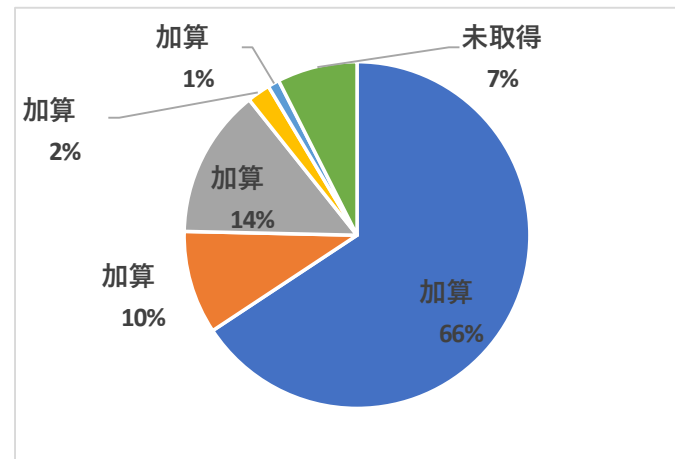
○ 通所介護について、小規模事業所は介護職員処遇改善加算の利用が低調である。

19人以下の事業所(県内通所介護)



加算未取得が約2割
加算Ⅰは約5割

20人以上の事業所(県内通所介護)



加算未取得が1割
加算Ⅰは約7割

- ・ 加算未取得が多い
- ・ 加算Ⅰが少ない

(平成30年の佐賀県内の介護職員処遇改善加算の取得状況)

手続きの簡素化（提案）

処遇改善加算の事務手続

- ① 毎年2月頃：「**処遇改善計画書**」の提出
介護給付費算定に係る「体制届」も提出
- ② 就業規則の改正や事業所の追加・廃止等があった場合には、変更届出の提出
- ③ 毎年7月末：「**実績報告書**」の提出

①③は毎年必須

他の一般的な加算の事務手続

- ① 加算の要件を満たす場合、介護給付費算定に係る「体制届」を提出
- ② 加算の基準に該当しなくなった時には、速やかに届出を提出

必要な時に届出

処遇改善加算は、毎年の計画書、実績報告書の提出が必要で、事業者も行政も事務負担が大きい。

【提案】処遇改善加算を実地指導の中で確認（実績報告の省略）

- 一般的な加算は、
 - ① 集団指導での制度説明
 - ② 実地指導での個別確認・指導（過誤等があれば、返還等を指導）
 - ③ 集団指導で問題点等の周知・指導（実績報告の提出はない）
- **処遇改善加算**についても、他の一般的な加算と同様、実地指導の中で給与台帳との突合等により実績の確認ができるため、実績報告の省略を提案する。
このことは、行政、事業者双方の文書量削減、事務負担軽減にもつながる。

日常生活用具の一部の補装具への移行及び移動支援の充実について

厚生労働省

提案事項

- (1) 障害のある方の生活に必要な「日常生活用具給付等事業」の対象品目の一部を自立支援給付の「補装具費」に移行させることで、地域生活支援事業費の必要な財源を確保すること。
- (2) 障害福祉サービスの移動支援（通院等介助など）を、通勤や通学にも使えるようにすること。また、市町独自で実施している移送経費支援について、国として支援を行うこと。

現状と課題

- (1) 日常生活用具の一部の補装具への移行
 - 当県の地域生活支援事業（市町村事業）の国庫補助額は、本来の50%以内となっているが、現況36.5%にとどまっている。
 - そのうち「日常生活用具給付等事業」は、地域生活支援事業費全体の約40%弱を占めており、国庫補助額が十分措置されないため、市町では他のメニューに取り組むことが出来ていない。
 - 「日常生活用具」は、障害者の日常生活に不可欠な用具であり、対象品目の中には、ストーマ装具、視覚障害者用拡大読書器、人工喉頭など、障害を補う補装具とみなされる用具もあるため、一部を補装具に移行し、義務的経費化すべきである。


日常生活用具の一部の補装具への移行及び移動支援の充実について

厚生労働省

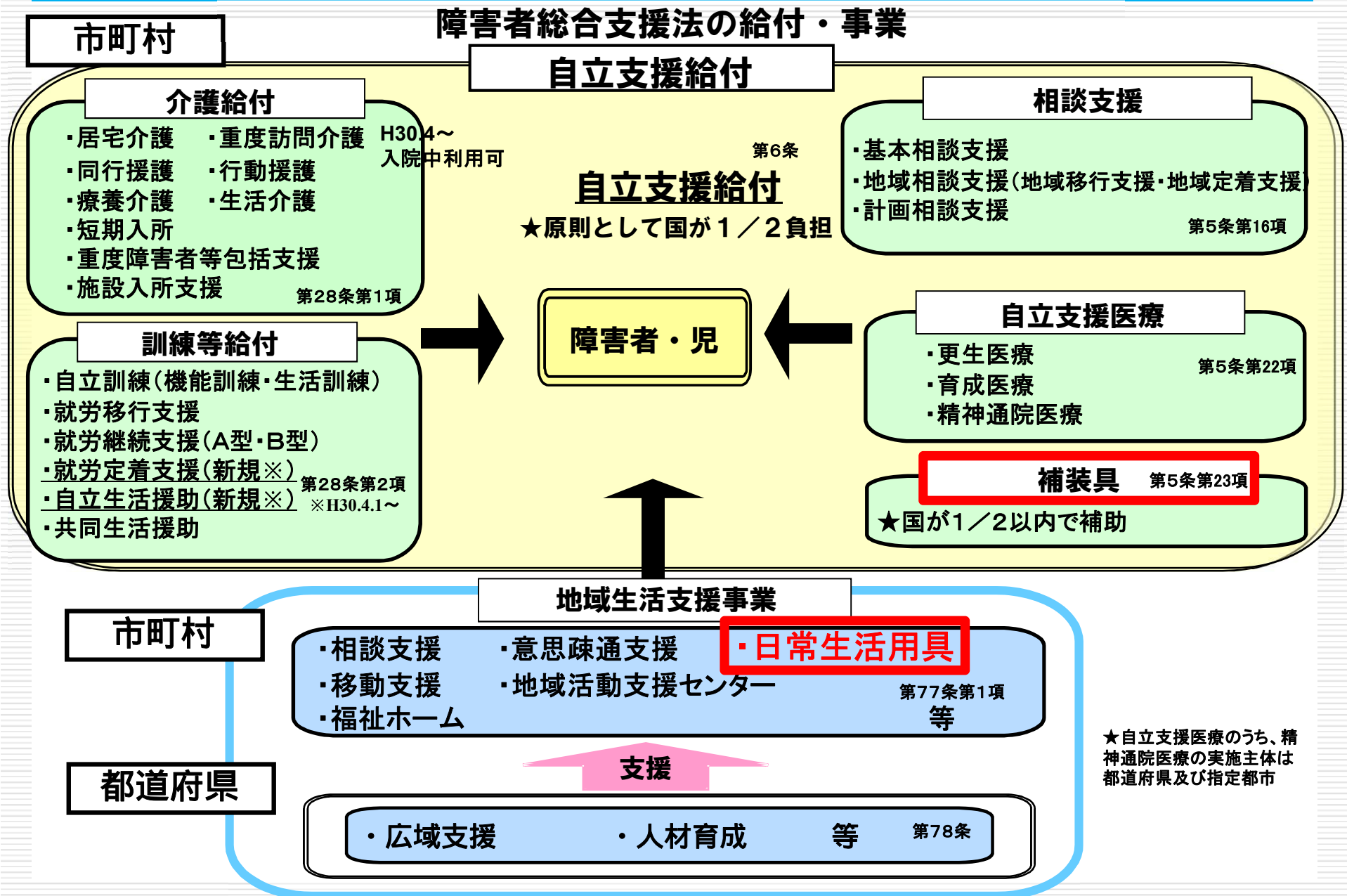
現状と課題

(2) 移動支援の充実

- 障害福祉サービス等の送迎支援（通院等介助や移動支援事業）は、利用目的が限られ、通勤や通学等では使用できない。
- 障害者の車両の運賃割引制度は、タクシー料金割引制度（1割）や福祉有償運送の制度（タクシー運賃の概ね1/2以内）があるが、障害者は利用回数が多く本人負担が多額となるため、市町が独自で福祉タクシー券（一人あたり年間1万円程度）を交付している状況にある。

- 
- 日常生活用具給付費の一部について国庫補助額が十分措置されることで、市町が、地域生活支援事業の他のメニューにも取り組むことができ、障害者施策のより一層の充実が図られる。
 - 障害のある方が外出しやすくなることで、障害のある方の社会参加が図られる。

(1) 日常生活用具の一部の補装具への移行



(1) 日常生活用具の一部の補装具への移行

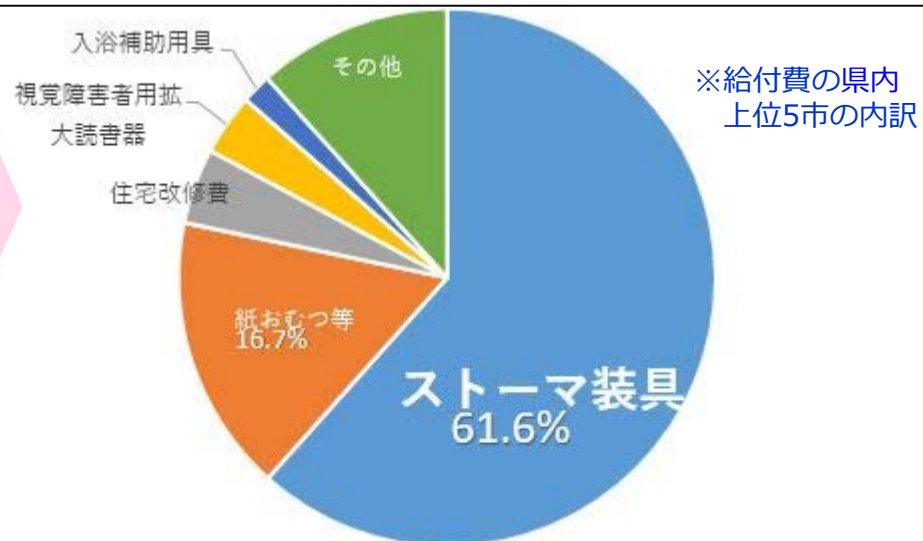
【日常生活用具給付等事業】

障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与する。

(主な用具) 特殊寝台、特殊マット、入浴補助用具、電気式たん吸引器、
視覚障害者用拡大読書器、人工喉頭、スチーム装具、紙おむつ、住宅改善

日常生活用具給付費 の給付費内訳

※H29実績



【障害者総合支援法】

◆補装具（第5条第25項）

この法律において「補装具」とは、障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものその他の厚生労働省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車いすその他の厚生労働大臣が定めるものをいう。

◆日常生活用具（第77条）

市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一～五 (略)

六 ～ (略) ～、日常生活上の便宜を図るための用具であって厚生労働大臣が定めるものの給付又は貸与その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業

国民健康保険料（税）水準の県内統一に向けた国の支援について

厚生労働省

提案事項

- (1) 保険者努力支援制度（都道府県分）においては、医療費適正化の取組のみならず、国民健康保険料（税）率の一本化など、国保制度の安定化に資する取組を評価する指標を新設すること。
- (2) 医療費水準の格差縮小のための医療費分析等については、都道府県と市町村のみでは課題解決が難しいため、国においても解析ソフトの開発や専門家の派遣等、具体的な分析手法の支援対策を講じること。

現状と課題

- 本県においては、平成30年度（2018年度）に県と市町首長レベルの連携会議を開催し、2027年度に保険税率を一本化するという仮目標に合意している。また、課長及び担当者レベルにおいても、一本化に向けた個別具体的な議論を行う等、全国的に見ても先進的な取組を行っている。
 - 一本化に当たっては、医療費水準の格差縮小が必要であり、そのため、県及び市町ではデータを活用した医療費分析に取り組んでいるものの、ノウハウもなく停滞している状況にある。
- ▼
- 国民健康保険料（税）水準の県内統一が進むことで、相互扶助によって国民健康保険制度の安定的な運営が可能となる。

保険者努力支援制度における佐賀県の状況

【基礎データ：全国における本県の順位】

項目	平成28年度	平成30年度(※1)	令和元年度	備考
① 都道府県別市町村平均 獲得点	3位	2位	1位	令和元年度 獲得点数:634点/880点 交付額:395,199千円
② 都道府県別獲得点(※2)	—	10位	14位	令和元年度 獲得点数:182点/255点 交付額:293,218千円
③ 一人当たり交付額 【市町村分+都道府県分】	—	10位 (3,598円)	19位 (3,747円)	一人当たり交付額の全国平均 平成30年度:3,287円 令和元年度:3,470円

※1 平成29年度と平成30年度は同時実施。

※2 都道府県分は平成30年度から開始。

本県の特徴

- ②の都道府県別獲得点において、全国順位が伸び悩んでいる要因の1つとして、都道府県の評価指標のうち「年齢調整後一人当たり医療費」で50点満点中0点であることが挙げられる。
- 医療費の抑制は、中長期的な取組が必要であるため、今後とも重症化予防の取組を含めて、医療費適正化事業を継続的に推進していく。

国民健康保険料（税）水準の県内統一について

【県と市町による合意事項：佐賀県の保険税率の一本化の方向性】

- 将来的な保険税率一本化に向け、県と市町との議論を深めていくために、仮目標として、一本化までの期限を2027年度(9年後)とする。
- 医療費指数反映係数「 α 」は、2021年度に0.7とすることを目指す。
- 2020年度中に保険税率の一本化の最終形(医療費水準による調整、保健税収納率による調整、事務の標準化・効率化等)を決定する。

<参考：各都道府県の保険料水準の統一の状況>

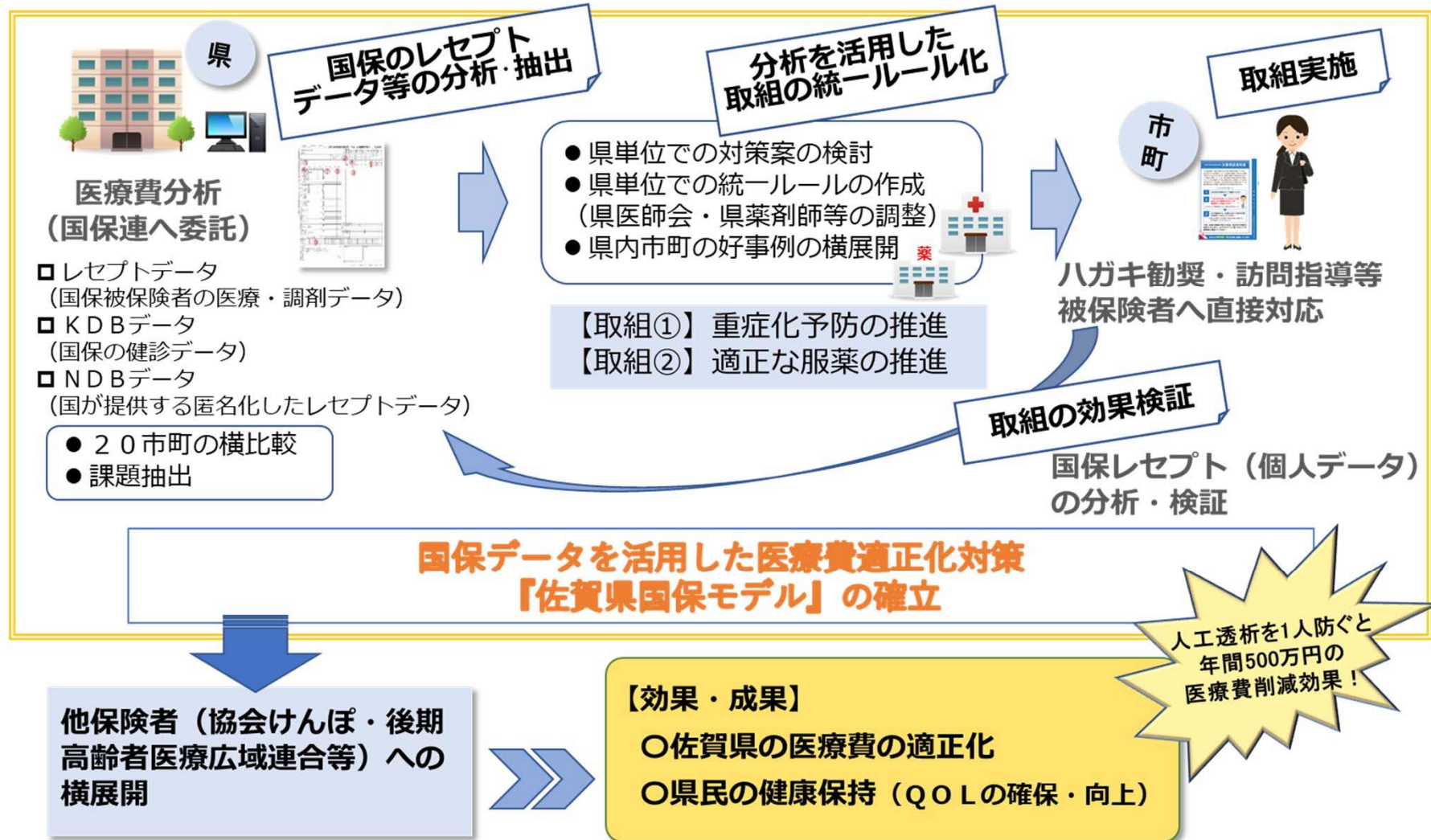
30年度（2018年度）～	2024年度までを目標に検討	2027年度まで
大阪府 （例外措置あり）	福島県、奈良県、沖縄県 北海道（納付金ベース）、広島県（準統一）	和歌山県 佐賀県

【新設評価指標（案）】

○国民健康保険料（税）水準の県内統一の推進

達成基準	加点
① 将来的な保険料（税）水準の統一に向けて、都道府県と市町村が会議等を実施しているか。	4点
② 保険料（税）水準統一化の定義を行い、目標年度を定め、都道府県と市町村で合意しているか。	3点
③ 保険料（税）水準の統一を行っているか。	3点

佐賀県の医療費適正化の取組について



難病患者の医療費助成開始日の見直し及び申請手続きの簡素化並びに小児慢性特定疾病の患者への成人後の支援について

厚生労働省

提案事項

- (1) 難病患者の負担を軽減するため、医療費助成開始日の見直し（申請日 診断日）及び申請手続きの簡素化について制度改正を検討すること。
- (2) 指定難病への包含が難しく、20歳以降も治療等が継続する小児慢性特定疾病の方々の負担を軽減するため、難病対策との連携を図り、切れ目のない医療費助成等の新たな支援制度を講じること。

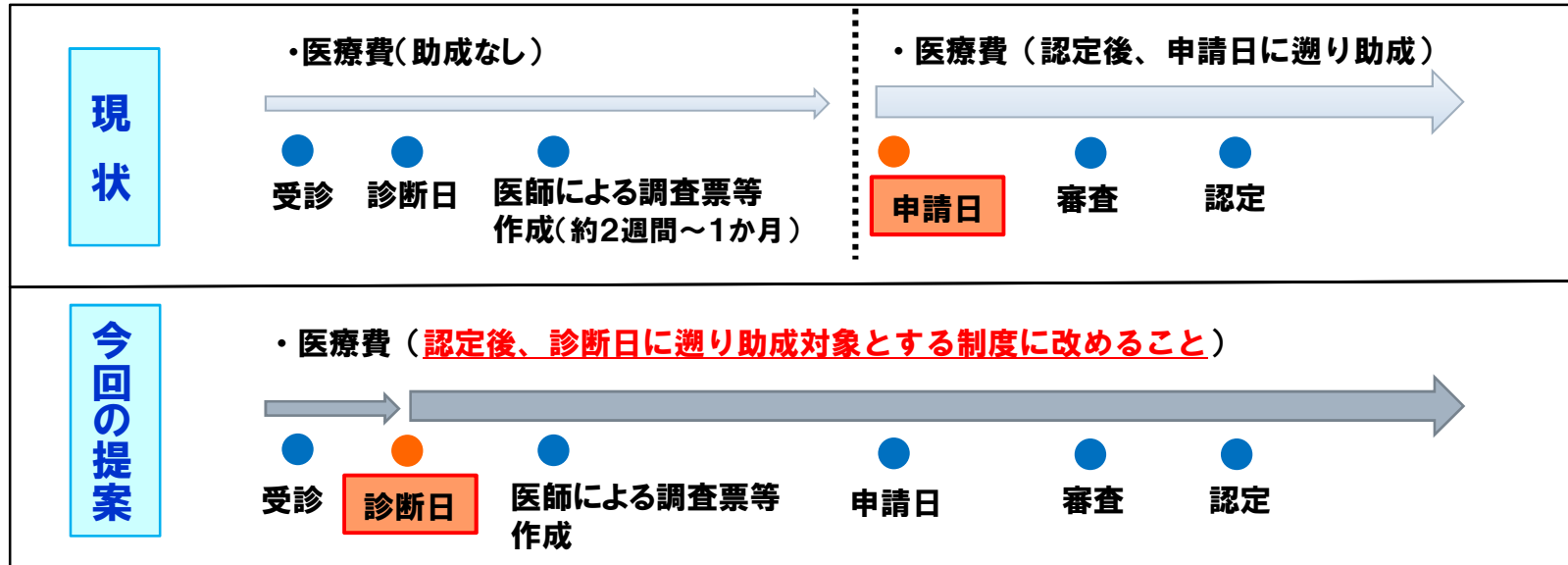
現状と課題

- 現在、新規申請日以降の医療費が助成の対象となっているが、医師による調査票等の作成に時間を要し、診断日と申請日に大きな開きがある。そのため、診断日から申請日までの医療費について、患者の負担が大きくなっている。
また、以前、医療費助成を受けていた軽症難病患者が再度重症化した場合、改めて新規で申請を行う必要がある。
- 小児慢性特定疾病の患者は、20歳以降も引き続き治療等を必要とするが、その約半数が指定難病など他制度に移行できないため、医療費等の負担が急激に増える。

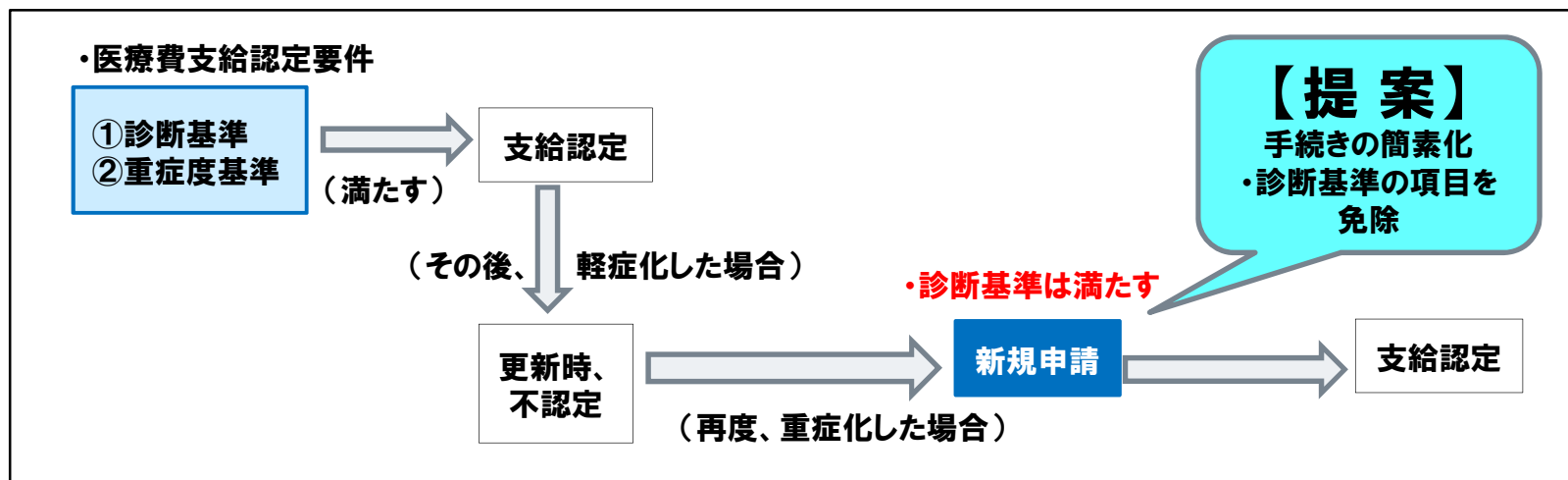
難病患者等が適切な支援を受けることで、地域で安心して暮らしていける。

難病対策(医療費助成、手続き)について

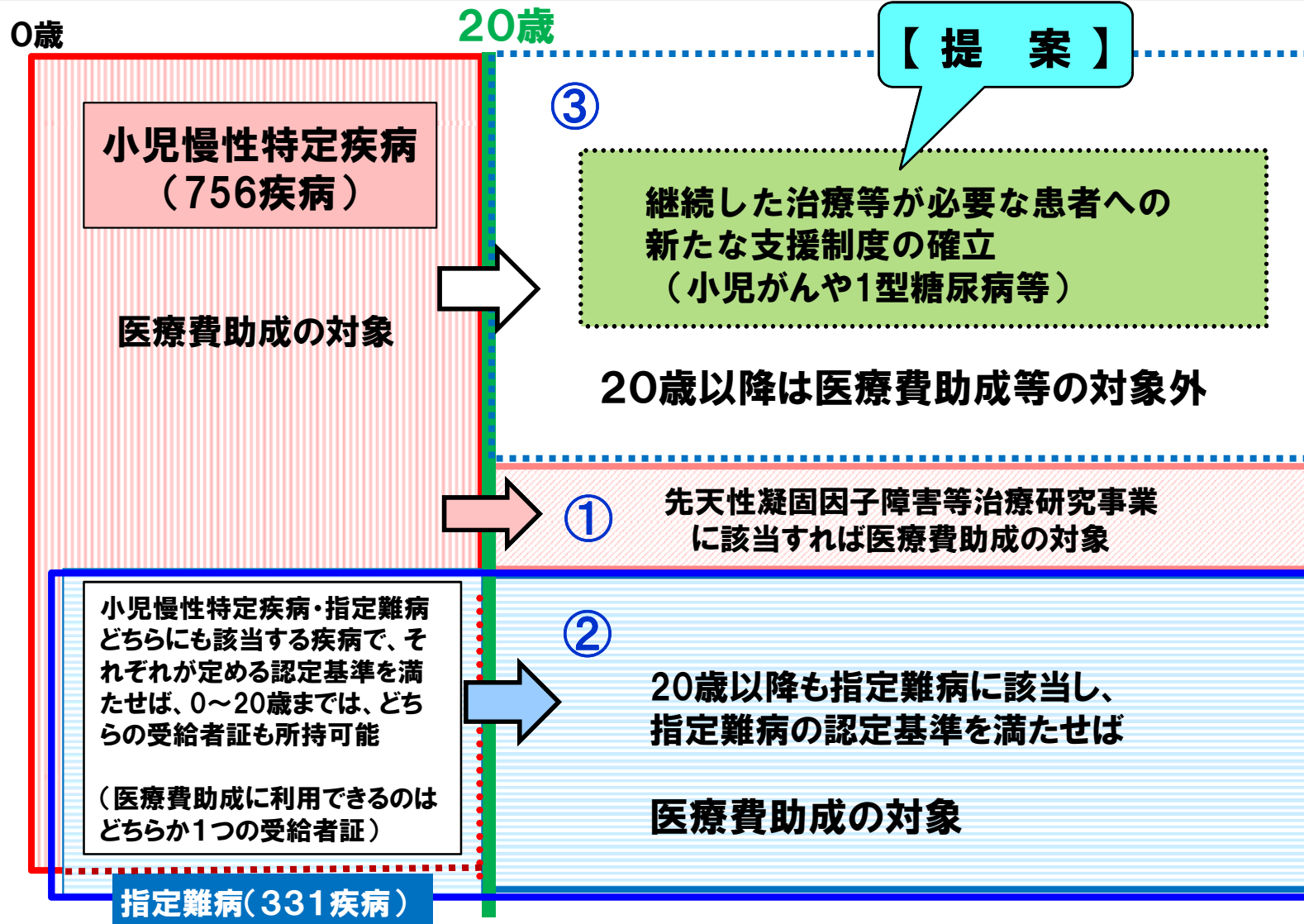
○ 医療費助成について



○ 申請手続きについて



小児慢性特定疾病と指定難病等の関係



(佐賀県)小児慢性特定疾病医療受給者の20歳以降の状況: H30年度 ① 0人、② 15人、③ 20人

小児慢性特定疾病医療受給者の20歳以降の状況

支援を求める患者及び保護者等の声

- ・医療費負担をなんとかしてほしい(医療費を助成してほしい)。
- ・医療費の負担が大きいため、受診回数を減らしたり、高額な最新の医療機器、薬品を使わない(医療の質を下げる)など、医療費を抑えている患者もいる。
- ・20歳は学生であったり、就労しても収入が少ないため、定期受診をしなくなる可能性がある。

〔 糖尿病は、本来毎月受診してインスリン濃度を管理する必要があるが、医療費削減のため、受診を複数月毎にしてしまうことで、合併症などの発症リスクが高まることが懸念される。 〕

参考:(佐賀県)平成29年度の糖尿病治療にかかる年平均自己負担額など

	小慢助成制度 (最高1万円の自己 負担上限月額)	20歳以降 (3割負担で計算)	原因及び治療
1型糖尿病	約45,000円	約243,000円	・膵臓のβ細胞が破壊され、インスリンが生成されない。 ・治療はインスリン注射
2型糖尿病	約21,000円	約75,000円	・生活習慣や遺伝的な影響により、インスリンが出にくくなる。 ・治療は、食事療法、運動療法、必要に応じ内服薬、インスリン注射

長寿命化計画に基づくダム施設更新等の水道事業者負担に対する国庫補助制度の創設について

厚生労働省

提案事項

水道利水を目的としたダム施設の長寿命化計画に基づく施設更新等のための水道事業者負担に対する国庫補助制度を創設すること。

現状と課題

- 水道水源となるダムの多くは、治水と利水を兼ねた多目的ダムとして開発、整備されており、その新設事業については、簡易水道等施設整備補助金及び水道水源開発等施設整備費補助金として水道事業者に対する国庫補助制度があります。
- しかし、多目的ダム等の更新等にかかる事業に当たっては、治水目的や農業用水目的についての国庫補助制度がある一方で、水道目的に対する国庫補助制度はありません。
- 全国的にも、整備後相当年数を経過したダムが多く存在する中、施設の老朽化に伴う更新等の必要性が今後ますます増大していくことが予想され、それに伴う水道事業者の更なる負担増が懸念されます。
- 佐賀県においても、平成31年3月に「県営ダム長寿命化計画」を策定し、令和元年度から長寿命化計画に基づき、順次、ダム施設の計画的な更新等を行うこととしている。

- 水道施設の計画的な更新等が図られ、安心・安全な水道水を安定して供給できる。

佐賀県内の主な水道利水ダム一覧

事業主体	ダム名称	完了年度	関係水道事業者
佐賀県	有田ダム	S36	有田町
	竜門ダム	S50	
	伊岐佐ダム	S54	唐津市
	平木場ダム	S58	
	本部ダム	S63	武雄市
	矢筈ダム	H5	
	狩立・日ノ峯ダム	H13	
	鹿島市	中木庭ダム	H19
		井手口川ダム	H24
国交省	厳木ダム	S61	唐津市 多久市
	嘉瀬川ダム	H23	佐賀市
水資源機構 ※福岡県内に所在	江川ダム	S47	佐賀東部 水道企業 団
	寺内ダム	S53	
	筑後大堰	S60	



出典：佐賀県のダム（佐賀県ホームページ）
 ※この他にも市町営ダムが数箇所ある。

男女参画・こども局

SAGA Prefectural Government

子ども、ひとり親家庭及び重度心身障害者を対象とする医療費助成に係る新たな国の制度構築並びに国庫負担減額調整措置の廃止について

厚生労働省

提案事項

- (1) 地方公共団体が単独で実施している「子どもの医療費」、「ひとり親家庭等医療費」及び「重度心身障害者医療費」の各助成事業については、国において、それぞれ新たな医療費助成制度を構築すること。
- (2) 新たな制度が構築されるまでは、小学校就学後の現物給付化の大きな支障となっている国民健康保険制度の国庫負担減額調整措置を全廃すること。

現状と課題

- (1) これらの事業は地方単独事業であるため、都道府県や市町村の財政力等の違いにより、住民が受けるサービスに格差がある。
- (2) 平成30年度から未就学児までの上記医療費助成については、国保の減額調整を行わないこととされたが、小学校就学後については従来どおりであり、この減額調整措置は現物給付化の大きな支障となっている。

- 新たな国の制度創設により、居住地によるサービス水準の格差が解消
- 減額調整措置の廃止により現物給付化が進み、利用者の負担が軽減

子ども、ひとり親家庭及び重度心身障害者を対象とする医療費助成に係る新たな国の制度構築並びに国庫負担減額調整措置の廃止について

新たな医療費助成制度の構築

- 「子どもの医療費」、「ひとり親家庭等医療費」及び「重度心身障害者医療費」の各助成事業は、地方単独事業であるため、居住する地方公共団体によりサービスに格差が存在している現状。

どこに住んでいても
同じサービスを！



国保ペナルティの廃止
により現物給付化の
促進！

提案

- 子ども、ひとり親家庭及び重度心身障害者を対象とする医療費助成について、それぞれ新たな国の制度構築を。

提案

- 国庫負担減額調整措置（国保ペナルティ）の全廃を。

就学後の子ども医療費助成事業（佐賀県内 各市町事業）

■ 助成方法：現物給付方式

■ 保護者負担額と対象年齢

県内でも居住地により
サービスに格差が存在。

	保護者負担額	対象年齢（上限）		市町数
		入院	通院	
1	【入院】 1,000円／一月・ 1 医療機関 【通院】 500円×2回／一月・ 1 医療機関	中学校卒業	中学校卒業	5
2		18歳年度末	小学校卒業	1
3		18歳年度末	中学校卒業	1
4		18歳年度末	18歳年度末	7
5	【入院】 1,000円／一月・ 1 医療機関 【通院】 500円×2回／一月・ 1 医療機関 【調剤】 500円×2回／一月・ 1 薬局	小学校卒業	小学校卒業	1
6	【入院】 1,000円／一月・ 1 医療機関 【通院】 500円×2回／一月・ 1 医療機関 【調剤】 500円×2回／一月・ 1 薬局（医療機関ごと）	中学校卒業	中学校卒業	1
7	【入院、通院】 1,000円／一月・ 1 医療機関	中学校卒業	中学校卒業	3
8	【入院、通院】 無料	中学校卒業	中学校卒業	1
				計 20

■ 国庫負担減額調整措置の推計額（県全体額）

平成31年度 約20,000千円

小学校就学後については、
引き続き自治体の負担が残存。

佐賀県ひとり親家庭等医療費助成事業

■ 助成方法：償還払い方式

■ 制度概要

目 的	ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上を図るため、医療費負担を軽減
対 象 者	母子家庭、父子家庭、父母のいない児童 ※児童は18歳に達した日の属する年度末まで 母子家庭の母、父子家庭の父は20歳未満の児童を養育している者 ※児童扶養手当と同等の所得制限あり
対象内容	入院及び通院医療費
自己負担	一月につき500円
負 担	市町1/2、県1/2
市町への補助	医療費の一部負担金部分

■ 今後の給付方式についての市町の考え（H30年11月現在）

県内20市町が現物給付方式に変えることに概ね同意。

■ 現物給付した場合の国庫負担減額調整措置の試算額（県全体額）

平成30年度実績ベース（医療費10%増を想定） 約46,000千円

佐賀県重度心身障害者医療費助成事業

■ 助成方法：償還払い方式

■ 制度概要

目 的	重度心身障害者の福祉の向上を図るため、重度心身障害者に係る医療費負担を軽減
対 象 者	①身体障害者手帳1級及び2級の者 ②児童相談所等の判定した知能指数（IQ）が35以下の者 ③身体障害者手帳3級所持、かつ判定知能指数50以下の者
対象内容	入院及び通院医療費
自己負担	一月につき500円
負 担	市町1/2、県1/2
市町への補助	医療費の一部負担金部分

■ 今後の給付方式についての市町の考え（H30年11月現在）

財政負担が増えても現物給付	財政負担が増えない現物給付	自動償還	現行どおり
5(H29:6)	12(H29:9)	1(H29:0)	2(H29:5)

■ 現物給付した場合の国庫負担減額調整措置の試算額（県全体額）

平成29年度実績ベース（医療費10%増を想定） 約280,000千円

子どもの貧困対策としてのひとり親家庭への支援について

厚生労働省

提案事項

- (1) 児童扶養手当のうち、次の事項について見直しを行うこと。
 - ・ 全部支給に係る所得制限額の引上げを行うこと。
 - ・ 多子加算額に係る支給額の逡減措置を撤廃すること。
- (2) 高等職業訓練促進給付金の支給期間を修学期間までに延長すること。

現状と課題

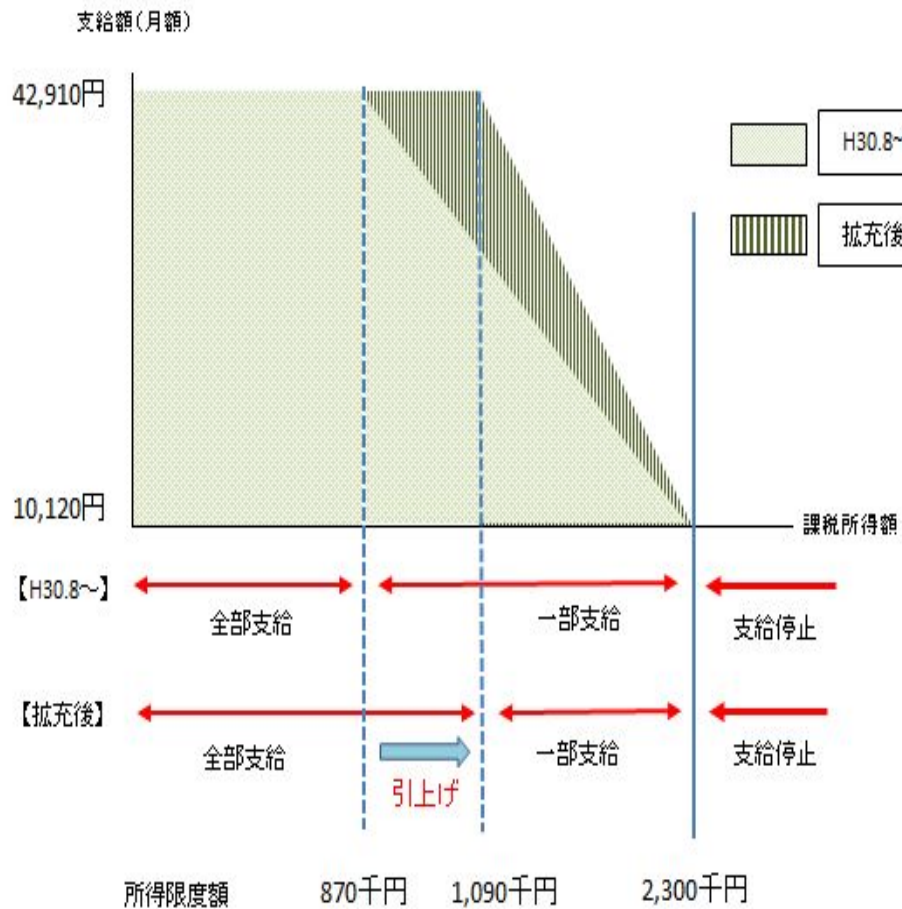
- ひとり親家庭における子どもの貧困率は、特に母子家庭の母の平均就労収入の低さが影響しており、ひとり親家庭の親等の経済的安定が重要。
- 高等職業訓練促進給付金の給付期間は、最長4年間のため、この期間を超える修学期間についての経費の確保が必要。

- 
- 子どもの貧困対策で最も重要な「貧困の連鎖を断ち切る」社会の実現

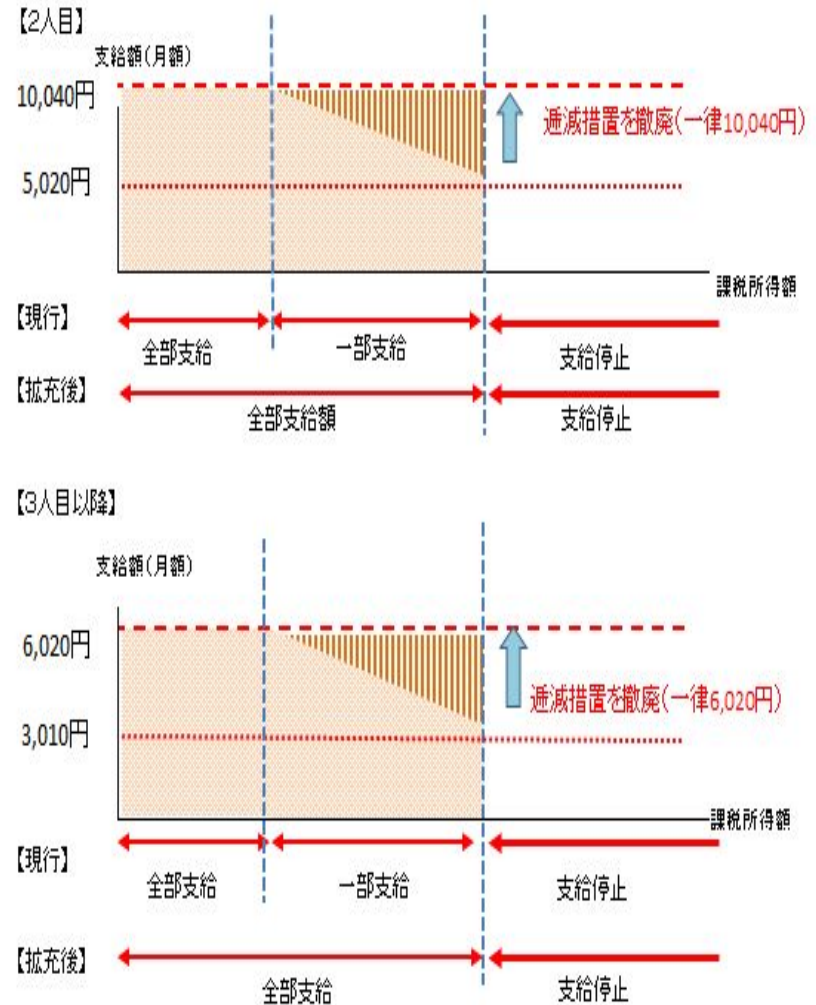
子どもの貧困対策としてのひとり親家庭の支援

(1) 児童扶養手当の見直し

児童扶養手当の現状及び拡充のイメージ図(子1人扶養の場合)



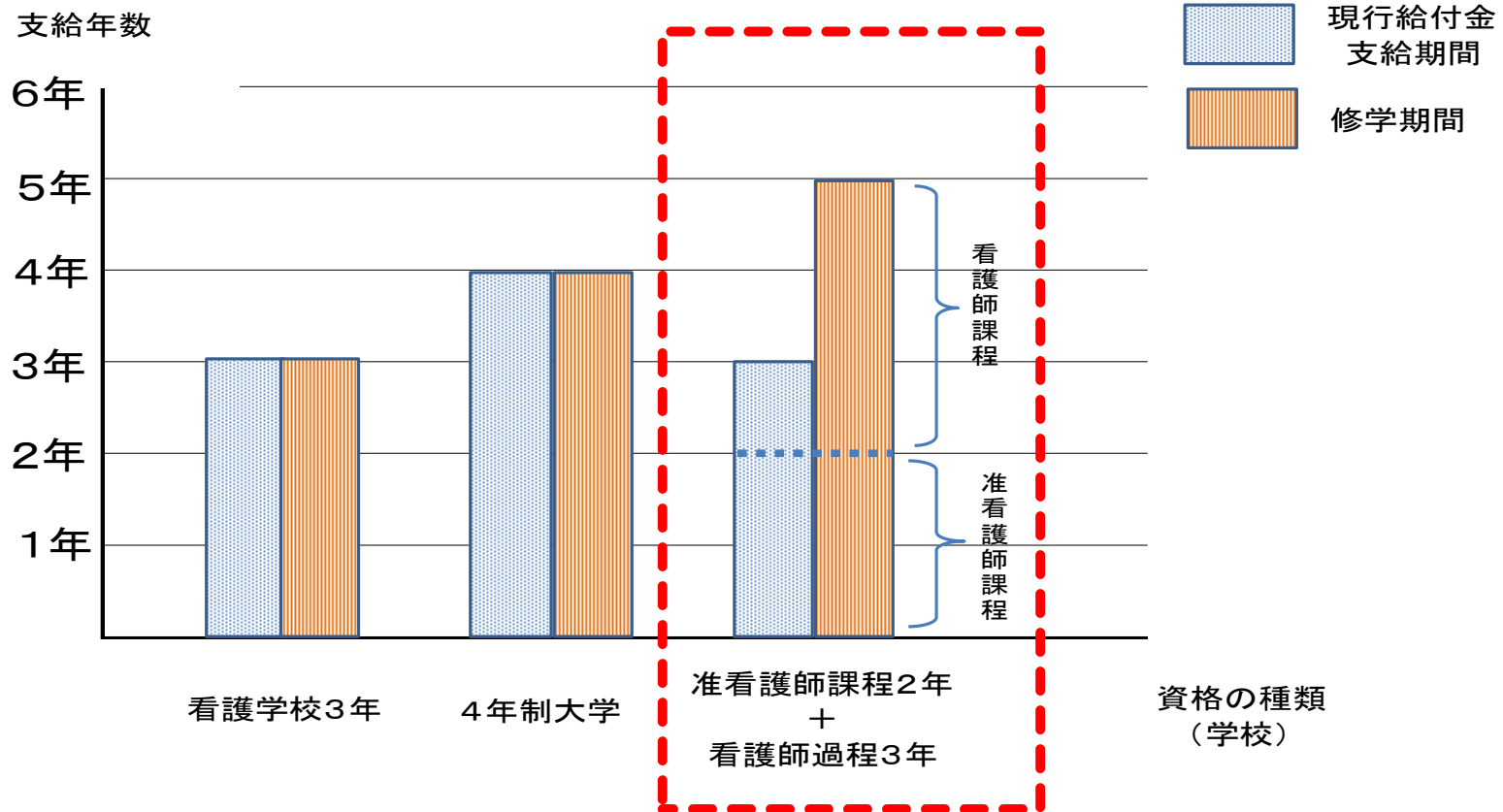
多子加算額に係る支給額の逓減措置を撤廃



子どもの貧困対策としてのひとり親家庭の支援

(2) 高等職業訓練促進給付金の支給期間の延長

高等職業訓練促進給付金支給期間と学校の修学期間
【看護師の場合】



児童心理治療施設の安定的運営について

厚生労働省

提案事項

児童心理治療施設の安定的運営のため、以下の事項に配慮すること。

- ・ 開設当初から当分の間（5年間程度）は暫定定員を設定しないこと。
- ・ 暫定定員の算定基準を緩和すること。

現状と課題

- 平成30年4月に児童心理治療施設が開設された。
 - 職員のスキルが向上し、十分な対応ができるようになるまでの間は、年を追って徐々に入所人数を増やしていくという段階的措置が必要であるが、現在は開設後3年目から暫定定員が設定されるため、近年開設している他県の施設においても3年目からの施設運営に苦慮されている。
 - 学年末の3月に施設を退所する児童が多く、毎年4月から徐々に入所人員を増やしていくという施設の特長があるため、現行の「定員の9割を下回る」という算定基準により暫定定員が設定された場合、運営への影響が大きく、専門的職員の継続雇用が困難となる。
- 施設の安定的な運営が確保されるとともに、専門性の高い職員が育成・確保され、子どもの治療効果が上がる。

佐賀県の児童心理治療施設の運営費試算

定員

○ 入所30名、通所10名

運営

○ 民設・民営（公募）

開設

○ 平成30年4月

学校

○ 県立特別支援学校分校

【開設3年目の年間事務費（試算）】

- ・ 入所児童数が定員の9割を下回ると、開設後3年目から暫定定員が設定され、措置費が減少する。
- ・ 措置費（事務費）が減少すると、施設職員の雇用維持が困難となる。

（前提条件）

児童の平均入所期間を2年で想定

年	入所（人）		暫定（人）	必要事務費総額(A) (357,430円×30人×12月)	措置費(事務費)総額(B) (357,430円×30人×12月)	事務費不足分(A) - (B)
		うち新規				
H30 (1年目)	5	(5)		128,674,800円 (357,430円×30人×12月)	128,674,800円 (357,430円×30人×12月)	0円
R1 (2年目)	10	(5)		128,674,800円 (357,430円×30人×12月)	128,674,800円 (357,430円×30人×12月)	0円
R2 (3年目)	15	(10)	11	128,674,800円 (357,430円×30人×12月)	47,180,760円 (357,430円×11人×12月)	81,494,040円
R3 (4年目)	20	(10)	17	128,674,800円 (357,430円×30人×12月)	72,915,720円 (357,430円×17人×12月)	55,759,080円
R4 (5年目)	27	(17)	22	128,674,800円 (357,430円×30人×12月)	94,361,520円 (357,430円×22人×12月)	34,313,280円
R5 (6年目)	30	(13)	-	128,674,800円 (357,430円×30人×12月)	128,674,800円 (357,430円×30人×12月)	0円

児童養護施設等における養育環境の確保について

厚生労働省

提案事項

児童養護施設等が「新しい社会的養育ビジョン」で求められる養育体制等を確実に確保することができるよう、適切な養育環境に応じた措置費制度とすること。

- (1) 分園型小規模グループケア及び地域小規模グループケアにおける職員配置を更に充実させること。(子ども：職員＝6：4を6：6に)
- (2) ケアニーズが非常に高い子どものための「4人の生活単位」の職員配置を更に充実させること。(子ども：職員＝4：4を4：5に)
- (3) 人材確保に向け、全産業の労働者と比較して低い児童養護施設等職員の給与を更に改善すること。

現状と課題

- 「新しい社会的養育ビジョン」では、出来る限り良好な家庭的環境で子どもが養育されるよう、児童養護施設等における小規模化かつ地域分散化の推進を図ることとされており、また、そのような中で子どものケアニーズに応じた適切な個別的ケアを提供するためには、職員配置の充実は不可欠。
- また、子どものケアニーズに応じた適切な個別的ケアを提供するためには、様々な養育経験の蓄積が重要であり、人材確保のためには業務内容や業務の困難さを正しく評価した更なる処遇改善が不可欠。

「新しい社会的養育ビジョン」で求められる養育環境が確保できる。

児童養護施設等における養育環境の確保について

I 小規模かつ地域分散化された生活単位における対応

《児童養護施設における小規模かつ地域分散化された生活単位（分園）における職員配置》

(1) 分園型小規模グループケア

現状（～2018年度）	
定員	6～8人
配置基準	概ね6：3（＝2：1）
※定員6人（小学生以上）の場合	
基本的人員配置	（4：1）→ 常勤1.5人
小規模グループケア加算	→ 常勤1人、非常勤1人加配



改善案（2019年度～）	
定員	6人
配置基準	概ね6：4（＝1.5：1） → 6：6に要望
※定員6人（小学生以上）の場合	
基本的人員配置	（4：1）→ 常勤1.5人
小規模グループケア加算	→ 常勤1人、非常勤1人加配
地域分散化加算（仮称）	→ 常勤1人加配

強化策① 小規模かつ地域分散化された生活単位における養育体制の充実
 >小規模かつ地域分散化された生活単位（分園型小規模グループケア又は地域小規模児童養護施設）に常勤1人を加配

(2) 地域小規模児童養護施設

現状（～2018年度）	
定員	6人
配置基準	概ね6：3（＝2：1）
人員配置	→ 常勤2人、非常勤2人



改善案（2019年度～）	
定員	6人
配置基準	概ね6：4（＝1.5：1） → 6：6に要望
人員配置	→ 常勤2人、非常勤2人
地域分散化加算（仮称）	→ 常勤1人加配

児童養護施設等における養育環境の確保について

II 高機能化された生活単位における対応

《児童養護施設における高機能化された生活単位における職員配置》

現状（～2018年度）
定員 6～8人*
配置基準 概ね6：3（＝2：1）
※定員6人（小学生以上）の場合
基本的人員配置（4：1）→ 常勤1.5人
小規模グループケア加算 → 常勤1人、非常勤1人加配
*現状、高機能化された生活単位（定員4人）に対応する予算措置無し

新設



改善案（2019年度～）
定員：4人《新設》
配置基準：概ね4：4（＝1：1）
人員配置 → 常勤3、非常勤2人
※新たに専門養育加算（仮称）を創設

4:5に
要望

強化策② ケアニーズが非常に高い子どものための「4人の生活単位」の類型の新設、当該生活単位における養育体制の充実

- ケアニーズが非常に高い子どもに専門的なケアを行うため、心理職や医師、看護師などの専門職と連携した類型（4人定員の生活単位）を新設
- 現行の小規模グループケアに対して常勤1人分を加配した水準とする

《乳児院における高機能化された生活単位における職員配置》

現状（～2018年度）
定員：4～6人
配置基準：概ね4：4（＝1：1）
※定員4人（0・1歳児）の場合
基本的人員配置（1.3：1）→ 常勤3人
小規模グループケア加算 → 常勤1人、非常勤1人加配



改善案（2019年度～）
定員：4人
配置基準：概ね4：5（＝0.8：1）
人員配置 → 常勤5人、非常勤1人
※新たに専門養育加算（仮称）を創設

強化策③ ケアニーズが非常に高い乳幼児のための「4人の生活単位」における養育体制の充実

- 現行の小規模グループケアに対して常勤1人分を加配した水準とする

児童養護施設等における養育環境の確保について

全産業の労働者との福祉施設介護員との給与差の縮小が必要

賃金構造基本統計調査（厚生労働省）※H29調査

（単位：千円）

	決まって支給する 給与月額（A）	賞与（B）	年収【再編加工】 （A）×12+（B）
全国（全産業） 【35歳～39歳】	336.5	913.3	4,951.3
全国（福祉施設介護員） 【37.3歳】	247.8	579.3	3,552.9

H29年調査にて全産業の給与とを比較すると、
月額で 8万9千円、年収で 140万円 の差があり、依然として低い状況

提 案

児童養護施設等職員給与の更なる改善のための措置費の制度を導入すること

産業労働部

SAGA Prefectural Government

農水産物等の輸出促進について

農林水産省・経済産業省

提案事項

- (1) 輸出先国に対して輸入許可品目の拡大及び輸入規制の緩和等を働きかけること。
- (2) 佐賀県の主要な果実である温州みかん・いちご・なし等の需要が高い台湾への円滑な輸出に向け、引き続き台湾における残留農薬基準値の変更を求めること。
- (3) 中国等における佐賀県の地名や地名を伴う商品名の冒認出願については、登録申請の却下等の対応をとるよう引き続き働きかけること。

農水産物等の輸出促進について

農林水産省・経済産業省

現状と課題

- ・ 少子・高齢化や人口の減少による国内需要の縮小
- ・ アジア諸国における経済発展に伴う富裕層の増加
- ・ 輸出入自由化の進展（TPP11及び日EU経済連携協定の発効）



- ・ 中国では輸入許可品目が厳しく制限されており、佐賀県の主要な農産物である果実や野菜が輸出できない状況
- ・ 台湾では、自国で使用していない農薬について、残留農薬基準値が設定されていないため、日本の残留農薬基準を守って生産された農産物であっても、輸出できない状況
- ・ 中国等では、冒認出願が頻発



- 輸出先国の輸入許可品目の拡大や輸入規制の緩和
- 台湾の残留農薬基準値の変更
- 冒認出願に対する適切な対応

LNG基地第三者利用の早期実現について

経済産業省

提案事項

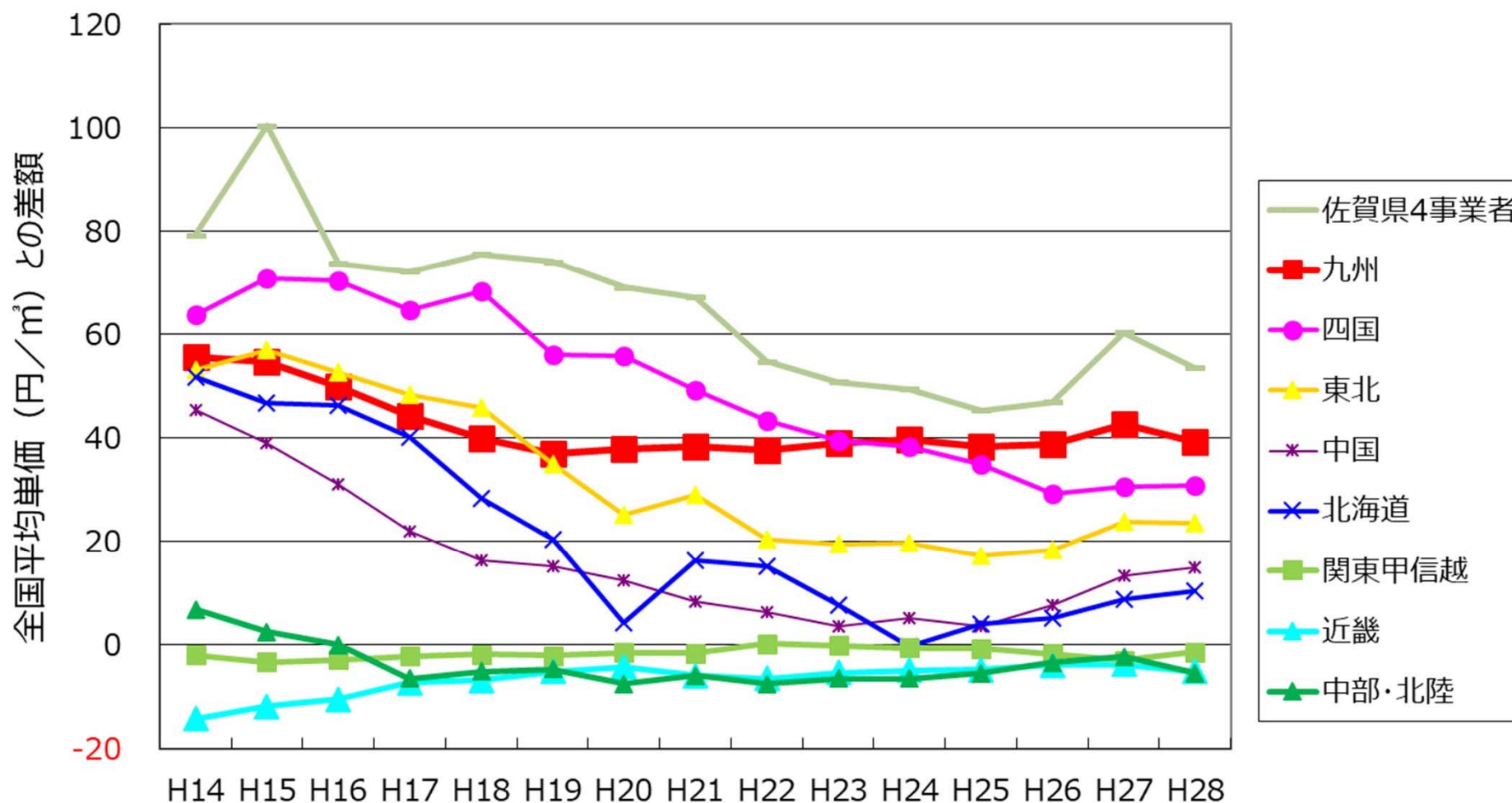
- 天然ガスを主原料とする都市ガス価格の地域間格差を是正するため、九州に立地するLNG基地については、基地の規模に応じて一定量まで第三者利用の申し込みに応じることを義務化するなど、第三者利用を早期に実現させること。

現状と課題

- ESG投資が世界的に広がりを見せるなか、産業用エネルギーについては、脱炭素化を実現するまでの主力エネルギー源としてクリーンな天然ガス利用を戦略的に促進することが求められる。
- しかしながら九州における都市ガスの実勢価格は、平成25年以降全国で最も高い水準にあり、天然ガスの利用促進が容易ではないことから、長期的に産業競争力の低下が懸念される。
- LNG基地の第三者利用は、エネルギー基本計画でも天然ガスの低廉な供給に有効とされ、平成29年4月に制度化されたものの利用実績がない。

- 国が進める「産業分野における天然ガスシフト」の早期実現
- SDGs目標7「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」の実現
- 天然ガス価格の低減による県内産業の競争力維持

都市ガス価格の地域格差について（佐賀県試算）










※ ガス事業便覧より、旧一般ガス事業者（2017年4月改正前のガス事業法に基づき一般の需要に応じ導管によりガスを供給する事業を営む者）の事業者別ガス販売量（卸供給分を含まないMJ単位）と売上高（卸供給分を含む）から、単位体積当たりの熱量を45MJとして試算。

LNG輸入基地第三者利用の早期実現を提案する必要性

- 都市ガスがユーザーに届くまでのコスト要因は5種（下表参照）。
- このうち、コスト②～④が参入障壁で、特に②の影響が最大（基地の所有者しか輸入できない）。
- 国もこの課題を認識し、基地の第三者利用を制度化したものの、現状では機能していない。
- 加えて、コスト②～④は固定費率が高く、コストの大幅低減は、短期的には難しい。
- 輸入基地の第三者利用が実現すれば、天然ガスの採掘権を有するコスト競争力の高い企業の参入可能性が高まり、県内でも天然ガス等の価格低減が期待される。
- コンテナ海上輸送は、第三者利用より効果は限定的であるが、小ロットで季節間の価格調整が可能であり、隣県と比較して需要の少ない県内では、更なる価格低減の効果が期待される。

＜都市ガスのコスト構成＞

	コスト①	コスト②	コスト③	コスト④	コスト⑤	
コスト発生要素	海上輸送 	LNG輸入基地 	ローリー輸送  配管配送 	都市ガス会社貯槽 	配管配送 	ユーザー 
参入障壁		大	小 中	小	小	
対策	<ul style="list-style-type: none"> • コンテナ海上輸送 	<ul style="list-style-type: none"> • 第三者利用 	<ul style="list-style-type: none"> • 委託輸送 • 託送 	<ul style="list-style-type: none"> • 卸売り • 託送 	<ul style="list-style-type: none"> • 卸売り • 託送 	

原子力政策の具体的な取組について

経済産業省

提案事項

- (1) 原子力発電所の安全性については、国において引き続き、原子力規制の第一層の充実・強化に取り組むとともに、事業者への指導・監督を徹底すること。特に、ヒューマンエラーの防止については、徹底を図っていくよう指導すること。
- (2) 原子力発電所の安全性及び再稼働の必要性、核燃料サイクル政策や使用済燃料の貯蔵対策など、我が国のエネルギー政策については、引き続き国が責任を持って国民や自治体に十分な説明を行い、その理解が得られるよう主体的に取り組むこと。
- (3) 核燃料サイクル政策の推進、使用済燃料の短期的及び長期的な貯蔵や処分の在り方、また、原子力発電所の廃炉に伴い発生する放射性廃棄物の処分の在り方について、エネルギー基本計画において示した原子力政策の方針に基づき、国が責任を持って、具体的な取組を加速させること。
- (4) 福島第一原発事故後、立地地域を取り巻く環境は大きく変化していることから、国が前面に立ち、立地地域の更なる振興対策に努めること。

原子力政策の具体的な取組について

経済産業省

現状と課題

- 原発の安全性については、国において引き続き、原子力規制の一層の充実・強化に取り組むとともに、事業者への指導・監督を徹底する必要がある。特に、ヒューマンエラーの防止については、徹底を図るよう指導に努めるべき。
- 原発の安全性や再稼働の必要性、核燃料サイクル政策や使用済燃料の貯蔵対策など、我が国のエネルギー政策についての国民理解は十分ではなく、国の責任の下、一層の理解促進等に努めるべき。
- 核燃料サイクル政策の推進、使用済燃料や高レベル放射性廃棄物の貯蔵や処分等は、エネルギー基本計画において示した原子力政策の方針に基づき、国が責任を持って、具体的な取組を加速させる必要がある。
- 玄海1，2号機の廃止措置終了までを見据えた振興対策を図る必要がある。

- 我が国のエネルギー政策は、国が責任を持って決めていくべきこと。
- 国に対し責任ある取組を求めることで、国民の理解促進や気運の醸成に資するもの。

電力及びガスの安定供給について

経済産業省

提案事項

- 電力及びガスの自由化にあっては、中山間地や離島であっても経済的で安定した供給が将来に亘って受けられるよう、特に留意すること。

現状と課題

- エネルギー供給の自由化の進展によって、需要規模が大きな都市部においては価格を含むサービスの向上が進んでいるが、需要規模が小さい地方においては価格を含むサービスの低下が懸念される。

- 
- 国土全体の均質な発展と強靱化に寄与する。

農 林 水 産 部

SAGA Prefectural Government

水田農業振興対策の強化について

農林水産省

提案事項

- (1) 米の生産調整が見直された中であっても、全国の米産地において需要に応じた生産がなされるよう、国が強く働きかけること。
- (2) 経営所得安定対策等については、生産者が将来にわたって意欲を持って経営に取り組むことができるよう、支援の充実と予算の確保を行うこと。
特に、麦や大豆に対する支援が後退することがないようにすること。
- (3) 「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」や「産地パワーアップ事業」の予算を確保すること。
また、産地規模要件の撤廃など、採択要件の緩和を図ること。
- (4) 集落営農の法人化の推進並びに、担い手への農地の集積・集約等を進めるための農地中間管理機構及び農業委員会に係る予算を確保すること。

現状と課題

- 米の需要量が減少傾向にある中、生産調整の見直しが見直された平成30年産米において、全国の米の作付面積が増加に転じた。
今後も全国の米産地において作付面積が拡大すれば、米の需給が緩むことで米価が下がることが懸念。

水田農業振興対策の強化について

農林水産省

現状と課題

- 当県では、今後とも需要に応じた米生産を行うとともに、米・麦・大豆を基本として水田をフル活用することにより農業者の所得を確保していくこととしているが、それらに支障が生じる恐れ。
 - 地域農業の生産性や競争力を向上させるため、施設や機械の整備が必要。
 - 人と農地の課題解決のため、担い手への農地の集積・集約を進めることが必要。
- ▼
- 水田の耕地利用率日本一を維持し、生産性の高い佐賀の水田農業を展開

園芸振興対策の強化について

農林水産省・厚生労働省

提案事項

- (1) 地域農業の競争力強化に必要な園芸施設等の整備に活用できる「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」や「産地パワーアップ事業」の十分な予算を確保すること。
- (2) 野菜価格安定対策は、野菜の安定供給と農業経営の安定を図るうえで重要な対策であるため、収入保険制度とあわせて将来にわたり維持すること。
- (3) 加工・業務用野菜の生産を拡大するため、「加工・業務用野菜生産基盤強化推進事業」について小規模でも取り組めるよう面積要件を緩和すること。
- (4) 施設園芸農家や茶農家の経営安定を図るため、「燃油価格高騰対策」を継続するとともに、十分な予算を確保すること。また、補てん金の発動基準価格は、近年の価格上昇に対応できるよう見直しを行うこと。
- (5) 競争力のある果樹産地の構築に向けた構造改革を促進するため、「果樹経営支援対策事業」及び「果樹未収益期間支援事業」の十分な予算を確保するとともに、制度の拡充を図ること。
- (6) 茶の高品質化や生産性向上を図るため、「茶改植等支援事業」の十分な予算を確保すること。
- (7) 農薬の新規登録及び適用拡大については、関係省庁と連携し、新規登録や適用拡大までの期間の短縮を図ること。

園芸振興対策の強化について

農林水産省・厚生労働省

提案事項

- (8) 高騰している農業用廃プラスチック類の処理費の負担の軽減を図るため、国の主導により、国内での適正処理や再生利用の仕組みを作ること。

現状と課題

- 園芸作物の生産拡大を図るためには、集出荷施設や省力化機械の整備、統合環境制御技術の普及が必要であり、その取組を支援する予算の確保が重要。
- 平成31年から収入保険制度が導入されたことに伴い、経営規模の小さな生産者などは、野菜価格安定対策の縮小や廃止を懸念。生産者が自分の経営にあった制度を選択できるように現在の仕組みを継続することが必要。
- 加工・業務用野菜の生産拡大を促すためには、小規模の取組からでも支援の対象とすることが必要。特に「加工・業務用野菜生産基盤強化推進事業」の面積要件10ha以上を満たすことは困難な状況であり、面積要件の緩和が必要。
- 施設園芸と茶の燃油価格高騰対策は、令和元年度までとなっているが、燃油価格は高止まりしており、かつ先行きが不透明なため、対策の継続が必要。また、現在の仕組みでは、価格上昇が続いた場合、補てん金の発動基準価格も年々上昇することから、補てん金が発動しづらくなっており、発動基準価格の算定方法の見直しが必要。

園芸振興対策の強化について

農林水産省・厚生労働省

現状と課題

- 果樹の改植の加速化や品種構成の是正、産地の若返りを図るため、新植への定額助成など、制度の拡充が必要。
- 荒茶価格の低下等により、茶生産農家の経営は大変厳しい状況にある中、茶の生産性の向上や高品質化を進めるためには、老木の若返りや「やぶきた」から高価格での販売が期待できる早生品種への品種転換を図るための改植を今後とも推進していくことが必要。
- 農薬残留基準や環境基準等の審査が必要な農薬については、申請から登録まで数年を要している。病害虫対策に苦慮している生産者からも、効果が高い農薬の早期の登録を強く求められており、期間の短縮による早期登録が必要。
- 中国での廃プラスチック処理量の縮減の影響を受けて、国内における処理費用の農家負担が2～3倍に高騰していることから、将来にわたって、国内で継続的に適正処理が可能となる仕組みづくりが必要。

- 競争力の高い園芸農家の育成及び次世代に繋がる新たな園芸産地の創生

畜産振興対策の強化について

農林水産省

提案事項

- (1) 畜産の生産基盤の強化や収益性の向上に必要な畜舎やキャトルステーションなどの施設整備や機械装置の導入を支援する「畜産クラスター関連事業」については、継続的に実施するとともに、地域の要望に対応できるよう十分な予算を確保すること。
- (2) 依然として全国的に肥育素牛が不足していることから、肉用牛繁殖基盤の維持拡大を図るための対策を充実・強化すること。
- (3) 豚コレラやアフリカ豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ等の悪性伝染病が中国等の隣国において続発していることから、空港や港における水際防疫等の侵入防止対策（検疫探知犬の増頭など）の強化を図ること。
- (4) 岐阜県や愛知県においては野生イノシシで豚コレラが続発しており、当該県においても野生イノシシでの発生リスクがあることから、豚舎を囲う防護柵（ワイヤーメッシュ等）設置に対し支援すること。

現状と課題

- 「畜産クラスター関連事業」は、地域の生産基盤の強化や収益性の向上を図るために重要な役割を果たしていることから、今後も施設整備や機械導入への支援の継続が必要。

畜産振興対策の強化について

農林水産省

現状と課題

- 県内の肥育素牛の生産頭数は増加傾向にあるものの、依然として肥育素牛の多くを県外に依存（H29年度自給率：27.4%）していることから、繁殖雌牛の増頭などによる繁殖基盤の強化が必要。
- 平成30年8月以降、中国ではアフリカ豚コレラが蔓延し全土で発生している状況の中、日本に持ち込みが禁止されている畜産物の携帯件数が年々増えており、国内への家畜伝染病病原体のウイルスの侵入リスクが高まっていることから、検疫探知犬の増頭などによる侵入防止対策の強化が必要。
- インバウンドの拡大など国際化が進展し、国内外から県内への豚コレラウイルスの侵入リスクが高まっていることから、野生イノシシ等からの豚への感染を防ぐための防護柵設置等への支援が必要。

- 
- 安全・安心な国産畜産物の生産拡大とそれを支える担い手の経営の安定・強化

中山間地域農業対策の強化について

農林水産省

提案事項

- (1) 鳥獣被害防止総合対策交付金のうちワイヤーメッシュ柵等の整備や緊急捕獲活動への支援については、当初予算において地域が必要とする予算を確保すること。また、ワイヤーメッシュ柵等の整備ができる中山間地域所得向上支援対策について、鳥獣被害防止総合対策交付金と同じ補助スキームで実施できるような制度とすること。
- (2) 中山間地域等直接支払交付金については、引き続き、第5期対策として本制度を継続するとともに、十分な予算を確保すること。また、協定期間を短縮するとともに、集落戦略を策定した場合の交付金返還に係る要件緩和措置の面積要件を緩和するなど運用改善を図ること。
環境保全型直接支払交付金については、地域が着実に環境保全活動に取り組むことができるよう十分な予算を確保すること。
- (3) 中山間地域等における農産加工品の開発・製造や農家レストラン、農家民宿などの農村ビジネスを推進するため、6次化サポートセンターの運営費や機械・施設整備費等の助成について、十分な予算を確保すること。

中山間地域農業対策の強化について

農林水産省

現状と課題

- 有害鳥獣による農作物被害等は、中山間地域を中心に農業生産や営農意欲に大きな影響を及ぼしているため、計画的なワイヤーメッシュ柵等の整備や有害鳥獣を捕獲して年度間を通した高い捕獲圧を保持することが必要。

ワイヤーメッシュ柵等の整備は、鳥獣被害防止総合対策交付金と中山間地域所得向上支援対策のどちらでも実施できるが、中山間地域所得向上支援対策については、事務手続の煩雑さが、その活用の障害となっているため、鳥獣被害防止総合対策交付金と同じ手続で実施できるようにするなど、事務負担を軽減することが必要。

- 中山間地域等直接支払交付金を有効に活用し、耕作放棄の発生防止や水路・農道等の管理など農業生産活動が継続されていることから、第5期対策以降も制度の継続が必要。また、農業者の高齢化が一層進行する中で、5年間継続した協定農地の保全が、高齢化した農業者にとって大きな負担となっていることから、協定期間の短縮が必要。加えて、中山間地域等の農業が、地理的な条件や地縁的なまとまり、農業のスタイルなどによって様々であることから、集落戦略策定メリットを受けられる全国一律の面積要件（15ha以上）は緩和する必要。

環境保全型農業直接支払では、環境保全効果の高い営農活動の実施に要する支援の継続が必要。

中山間地域農業対策の強化について

農林水産省

現状と課題

- 農村ビジネスを推進していくためには、これから始めようとする農業者等に対してきめ細かな指導やアドバイスを行う必要があるが、そうした活動を担う6次産業化サポートセンターへの国からの運営費助成が年々減少しており、農業者からの相談対応活動などに支障をきたしている状況。また、経営の多角化による初期投資額が大きいことや、国の総合化事業計画の認定を受けて国庫補助事業に申請しても不採択となり、事業規模を縮小せざるを得ないケースも出てきている状況。
- ▼
- 中山間地域の農地の保全や農業生産の継続、農業所得の向上

農業の担い手対策の強化について

農林水産省

提案事項

- (1) 新規就農者を安定的に確保していくため、「農業次世代人材投資事業」を恒久的な制度とし、十分な予算を確保すること。
- (2) 就農希望者のための研修拠点の整備を支援する制度を創設すること。

現状と課題

- 「農業次世代人材投資事業」は、新規就農者が増加するなどの効果があり、今後も新規の就農希望者（受給希望者）に対して要望に応えられるよう継続した取組が必要。
 - 本県の施設園芸産地では、農業従事者の高齢化等により栽培戸数や従事者数が減少し、産地の縮小が続いている状況にある。
既存の農山漁村振興交付金は5法指定地域が対象であり、対象とならない地域において新たな担い手を確保するためには、就農希望者の研修拠点としてのトレーニングファームの整備などにより、農業の担い手の受入体制を構築することが必要。
- ▼
- 将来の佐賀農業を牽引する担い手の確保・育成の安定・強化

農業農村整備事業の推進について

農林水産省

提案事項

- (1) 農業農村整備事業関係の令和2年度当初予算については、地域の要望に応えられるよう十分に確保すること。
- (2) 多面的機能支払交付金については、地域が適切に農地や農業用施設等の保全活動に取り組むことができるよう、十分な予算を確保すること。

現状と課題

- かんがい排水事業やほ場整備などを他県に先駆けて取り組んだことにより、これまで整備した農業用水利施設や暗渠排水、農業集落排水施設などの老朽化が進んでおり、補助事業や交付金による適切な時期の補修や更新が必要。
- また、個別大規模農家等の担い手への農地集積が進んでおり、平坦地を有する市町では、農地集積率が80%を超えている。今後、更なる農業の競争力強化を図るため、個別大規模農家のニーズに応じた農地の大区画化や汎用化など、耕作条件の改善による農業生産の効率化が必要。
- 農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域ぐるみの共同活動による地域資源の適切な維持保全が必要。

- 生産性の高い農業基盤の整備と機能保全により「稼げる農業の確立」を促進
- 農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮により「活力ある農村の実現」を促進

国営土地改良事業の促進について

農林水産省

提案事項

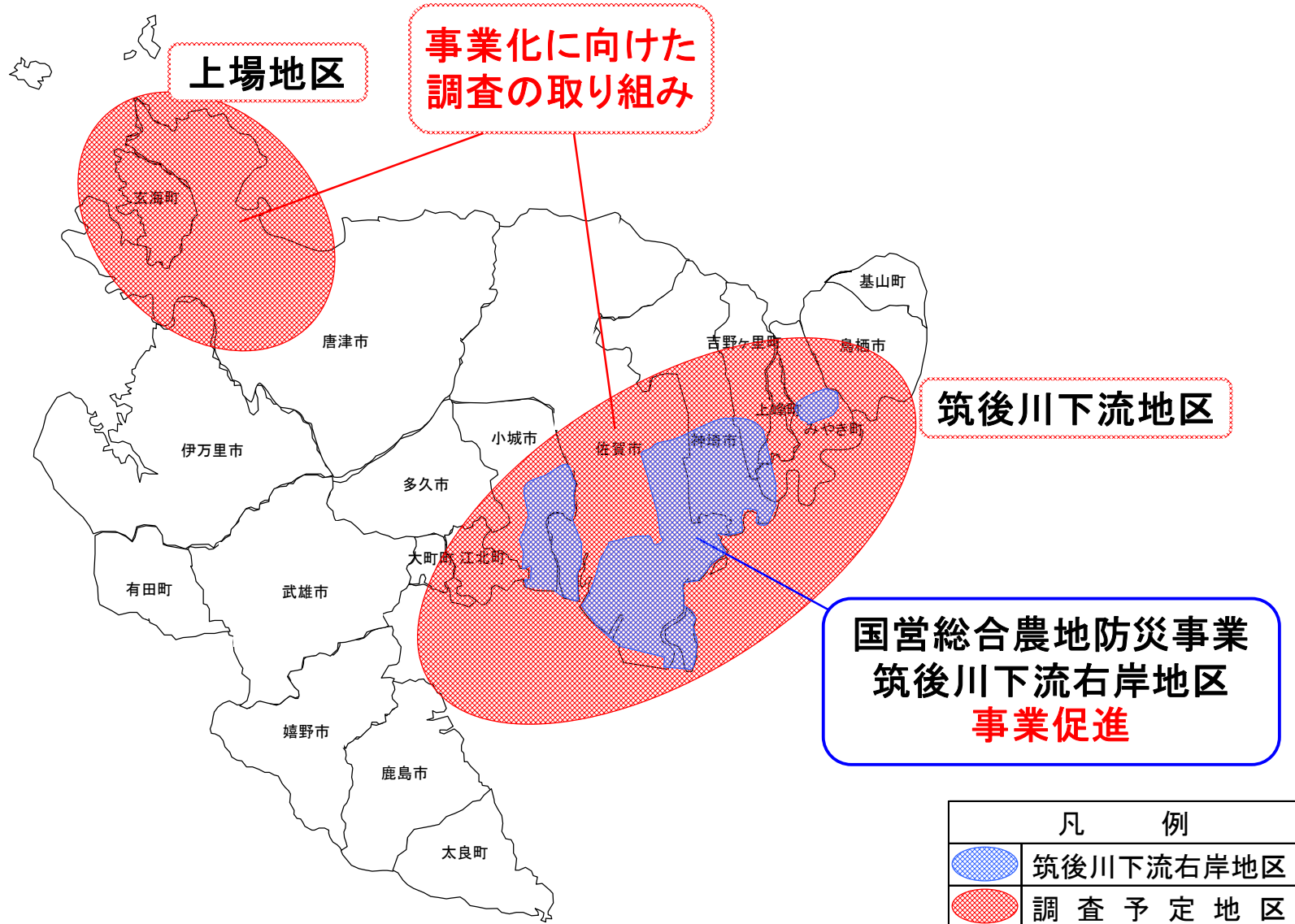
- (1) 国営総合農地防災事業筑後川下流右岸地区の促進を図ること。
- (2) 国営造成施設の更新整備の事業化に向けた調査を早急に進めること。

現状と課題

- 筑後川下流右岸地区は、これまでの予算確保により事業進捗が図られてきたものの、いまだ、法面崩壊により治水・利水機能が低下しているクリークが多く残っていることから、引き続き着実な事業促進が必要。
- 国営造成施設は、造成後相当な年数が経過し老朽化が進んでいる。特に、上場地区及び筑後川下流地区については、故障等が頻発していることから、計画的な施設更新のための事業化に向けた調査を早急に進めることが必要。

- 適切な施設管理による農業用水の安定供給で「稼げる農業の確立」を促進

国営土地改良事業の促進



森林・林業の再生に向けた対策の強化について

林野庁

提案事項

- (1) 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を実現するため、「森林整備事業（造林、林道）」の十分な予算を確保するとともに、林業経営体の育成や木材需要の拡大に対する支援を充実・強化すること。
- (2) 激甚化する豪雨災害等に対する山地防災力強化のため、「治山事業」の十分な予算を確保すること。

現状と課題

- 戦後を中心に植林されたスギやヒノキの人工林資源が充実してきていることから、木材生産と森林管理を行うために必要な路網を整備し、利用間伐等の促進を図ることが必要。また、林業経営体の事業量の増大や低コスト化に必要な高性能林業機械の導入に対する支援の強化が必要。さらに、林業生産活動の活発化により増産された木材の利用促進を図ることが必要。木材の利用促進については、県産木材等を活用したモデル性の高い公共建築物等の整備に対する支援が必要。
- 平成30年7月豪雨災害では、本県において土砂災害の発生により林地・林道で約63億円という甚大な被害が発生したことから、防災・減災、国土強靱化のため、山地災害防止機能を高める治山対策が必要。
- 森林資源の適切な管理と利用が進み、森林の多面的機能が発揮される。

県土整備部

SAGA Prefectural Government

建築物の耐震化の推進について

提案事項

国土交通省

- (1) 耐震対策緊急促進事業の補助率の拡大を行うこと。
- (2) 住宅の耐震改修にかかる補助対象の拡充等を行うこと。

現状と課題

- 耐震診断義務付け建築物の耐震化にあたっては、建築物所有者の費用負担を軽減するため、地方負担を増額のうえ耐震化の推進を図っているものの、耐震化には多大な費用が必要なことから、所有者に対するさらなる支援が必要。
- 住宅の耐震化を促進するため、戸別訪問等により、所有者に対する耐震化の重要性の普及・啓発の強化を図っているものの、耐震性の低い住宅の所有者の多くは高齢化等の理由により耐震化が進んでいないことから、所有者の負担軽減のため、低コストな耐震工法により製品化されたものや、耐震シェルター等についても補助対象となる等の対応が必要。

- 大規模建築物や沿道建築物の所有者の費用負担を軽減し、耐震化を促進
- 沿道建築物や防災拠点建築物の耐震化の促進により、発災後の対応を円滑化
- 建築物所有者の意識を高め、耐震化を促進

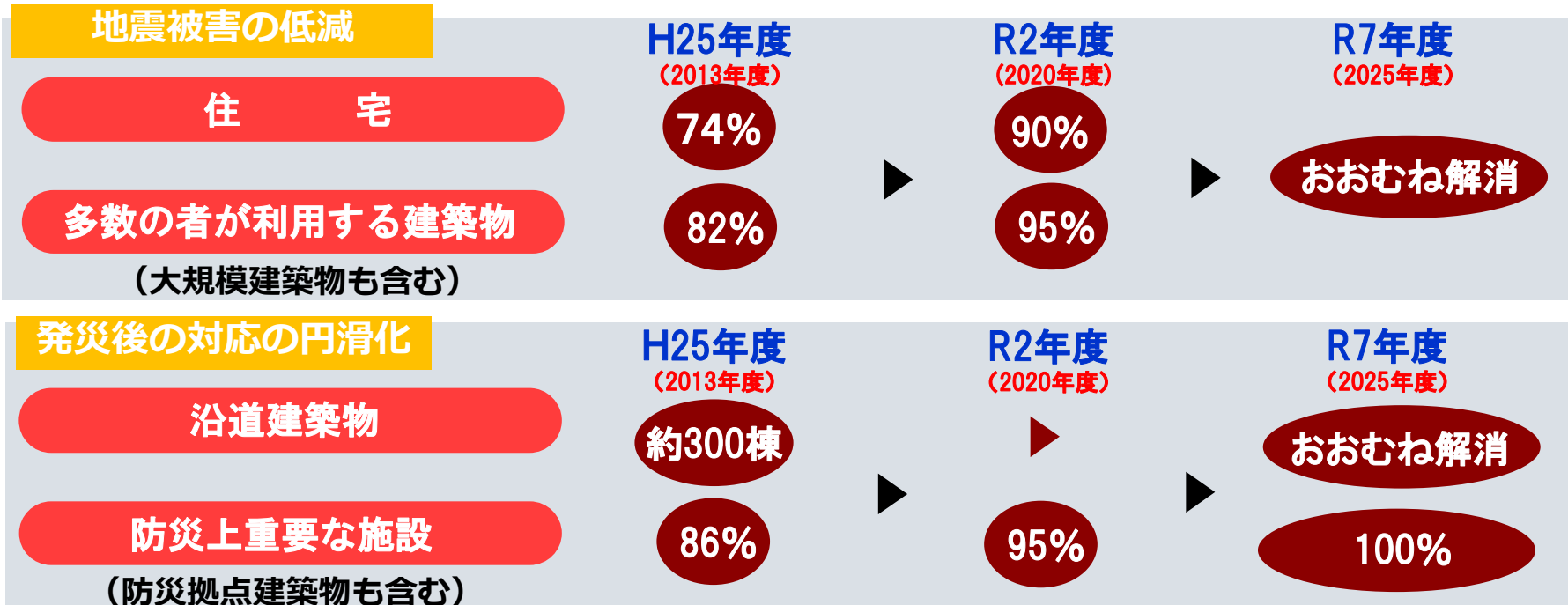
建築物の耐震化の推進について

(佐賀県耐震改修促進計画)

耐震改修促進計画の概要

- 建築物の耐震化を促進するため、下記の基本方針により耐震改修促進計画をH28年度に見直し
 <基本方針>
 - ・住宅や多数の者が利用する建築物の耐震化による「地震被害の低減」
 - ・防災上重要な施設や緊急輸送道路の通行を妨げる恐れのある沿道建築物の耐震化による「発災後の対応の円滑化」
- 計画期間：平成28年度(2016年度)～令和7年度(2025年度)（10年間）

耐震化の目標



※上記に示す%は建物の種類毎の耐震化率を示す

建築物の耐震化の推進について

(佐賀県耐震改修促進計画)

耐震化の促進を図るための施策

地震被害の低減

住宅

- 所有者への啓発・情報提供
 - ・市町の個別訪問を支援
(県が建築技術者を育成し派遣)
- 耐震診断や耐震改修の支援

大規模建築物

- 耐震改修の支援
- 【負担割合】国：1/3、地方：1/3、事業者：1/3

交付金 (国費) 11.5%	補助金 (国費) 21.8%	交付金 (義務負担) (県：市町) 11.5%	補助金 (任意負担) (県：市) 21.8%	所有者 33.4%
← (1/3) →		← (1/3) →		← (1/3) →

防災拠点建築物

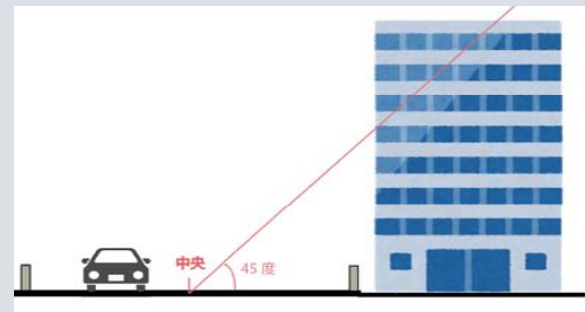
- 耐震診断を義務化する建築物
 - ・市町庁舎や指定避難所など



沿道建築物

- 耐震改修の支援
- 【負担割合】国：6/15、地方：1/3、事業者：4/15
※平成30年8月に耐震診断義務化路線を指定

交付金 (国費) 1/3	補助金 (国費) 1/15	交付金 (義務負担) (県：市町) 1/3	事業者 4/15
--------------------	---------------------	--------------------------------	-------------



発災後の対応の円滑化

※耐震診断や耐震改修の支援については、国の補助制度を活用し、市町と連携して行う

建設業の担い手の確保・育成について

農林水産省・国土交通省

提案事項

- 建設業の働き方改革の加速に向け、適切な賃金水準を確保し、週休2日制の推進等、長時間労働の是正を図るため、設計労務単価の引き上げや積算基準を見直すこと。

現状と課題

- 建設業は、少子・高齢化の進行により技術者の数が減少しており、若年入職者の確保や次世代への技術・技能の承継など担い手の育成が大きな課題。
- 新規高卒者（県内土木・建築系高校）の県内建設業への就職率は3割と低い状況。
- 建設業は他産業と比べ長時間労働であり、また、週休2日の取得状況も低く、賃金の引き上げや労働環境を改善することは、担い手を確保・育成するうえでも不可欠。

- 技術者や技能労働者の担い手確保
- 建設業の経営基盤の強化

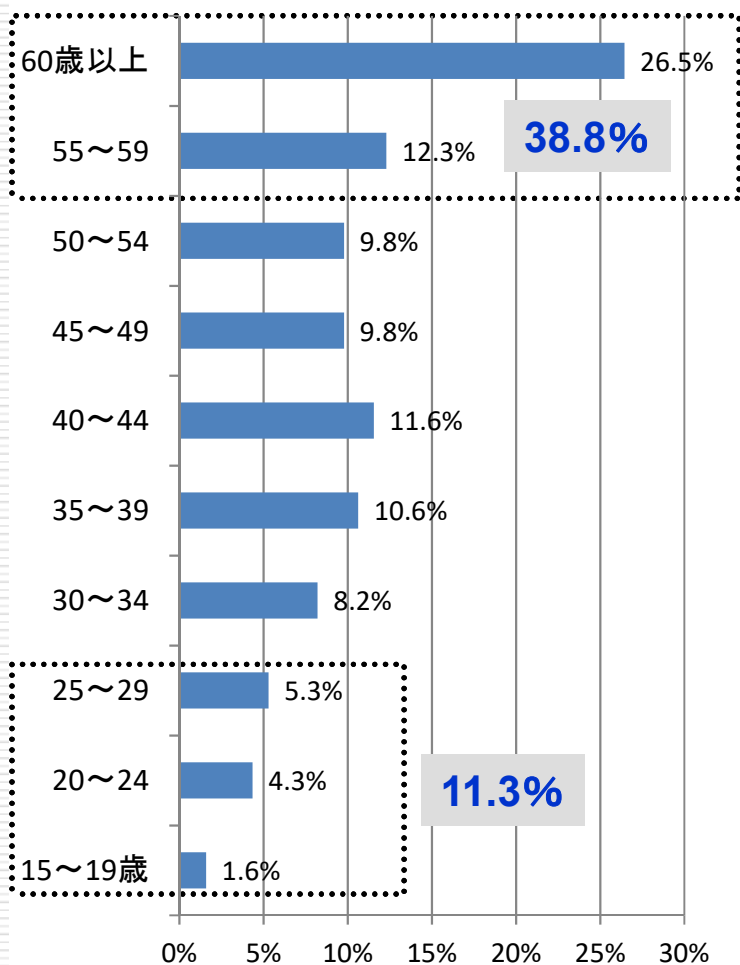
- 若年層の入職者が増加
- 週休2日制の普及・定着の実現

建設業の担い手の確保・育成について

農林水産省・国土交通省

佐賀県内の建設業就業者年齢構成

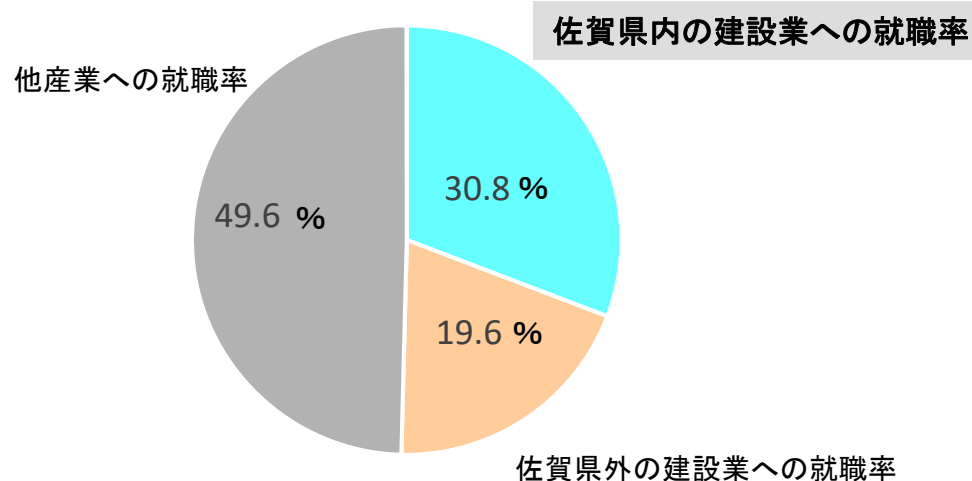
(2016年度 国勢調査より)



佐賀県内工業系(建設業関連学科)高校生の進路状況

(佐賀県建設業協会調査結果より)

【平成30年3月卒業生】



公共用地の先行取得における補助対象の拡大について

国土交通省

提案事項

- 社会資本整備の推進に当たり、事業計画に位置付けられた土地については、先行取得した土地開発基金や土地開発公社から用地取得を行う場合についても、用地国債と同様に建物等の補償費を補助対象に含める弾力的措置を講じること。

現状と課題

- 都市局所管事業では、用地国債以外の先行取得でも建物等の補償費は補助対象と認められているが、他局所管事業では、認められていない。
- 用地国債は大規模事業には活用できるが、小規模事業での活用が困難である。
- 突発的な買取り要望など、売り手と買い手とのタイミングのズレが生じた場合、現年予算での対応が困難である。



地籍調査費の予算確保について

国土交通省

提案事項

- 地籍調査の推進に係る必要な予算（地籍調査費負担金、社会資本整備総合交付金）を確保すること。

現状と課題

- 東日本大震災以後、被災後の復旧・復興の迅速化に寄与するなど、地籍調査の有用性が再認識され、地籍調査の新規実施市町村が増加した結果、必要な予算が確保できず、計画どおり県内の地籍整備が進んでいない。
- 近年多発する記録的・局地的豪雨により、住宅浸水や土砂災害が発生し、当県においても深刻な被害を受けている。
現在、実施中の市町は権利関係が複雑な中心市街地や所有者等の高齢化や森林荒廃が進む山村地域の調査が残っており、早期の完了が必要である。

平成30年7月豪雨 佐賀県被害



JR筑肥線(浜崎～鹿家間)



伊万里松浦線(伊万里市)

- 地籍調査事業は、土地取引の円滑化、公共事業や民間開発事業のコスト削減、災害復旧事業の迅速化等に大きく貢献

生活排水処理施設の整備推進について

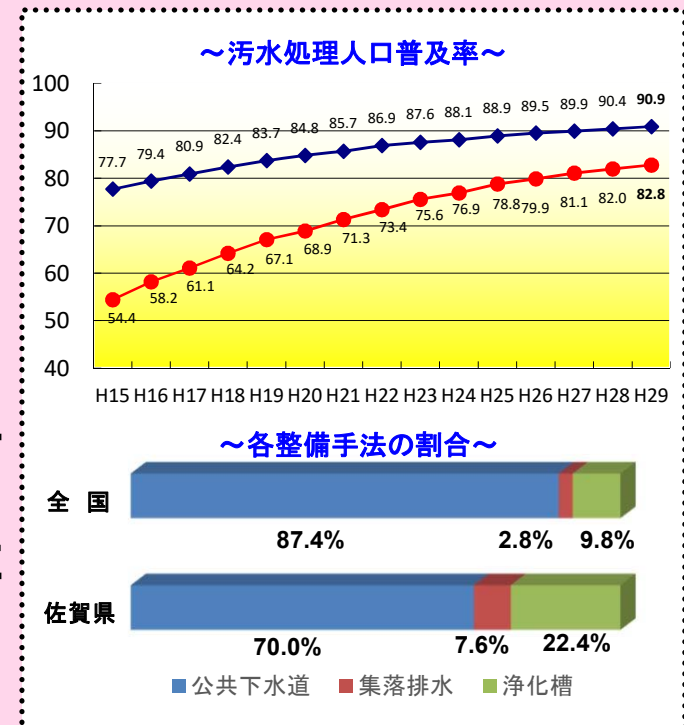
財務省・内閣府

提案事項

- 生活排水処理施設整備に必要な予算を確保し、普及が遅れている地方に重点的に配分すること。

現状と課題

- 当県の汚水処理人口普及率は、全国平均に比べ依然立ち遅れている。特に、全国に比べ割合が高い浄化槽区域の普及率向上が重要である。
- 地域住民の生活環境の改善を図り、地域再生を果たすため、市町が策定した地域再生計画に基づく、生活排水処理施設の整備をより一層推進する必要がある。



- 生活排水処理施設の整備推進による生活環境の改善と公共用水域の水質保全

合併処理浄化槽の整備推進について

提案事項

財務省・環境省

- (1) 浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業の推進に必要な予算については、所要額を確保すること。
- (2) 浄化槽市町村型整備推進事業等の国費負担率を1/3から1/2へ引き上げること。

現状と課題

- 当県の浄化槽整備区域の汚水処理普及率は全国平均を下回っており、集合処理区域（約91%）と比較しても47.5%という状況にある。
- 人口減少等社会情勢の変化に伴い、集合処理計画区域から浄化槽区域への見直しが必要となり、今後、市町が整備する浄化槽基数が増加し、要望額が増加していくことが予想されるため、市町の必要な予算を確保し、事業を着実に推進することが必要。
- 浄化槽の補助事業は他制度に比べ国庫負担率が低く、市町の計画的な整備の妨げとなっている。

○合併処理浄化槽の整備推進による生活環境の改善と公共用水域の水質保全

下水道施設の整備促進及び改築・更新について

財務省・国土交通省

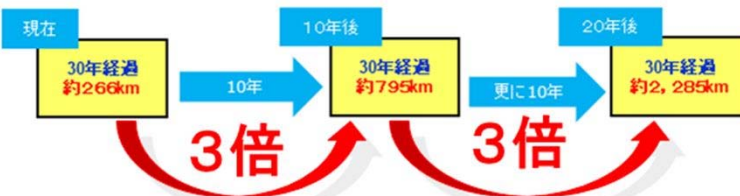
提案事項

- (1) 下水道施設整備に必要な予算を確保し、普及が遅れている地方に重点的に配分すること。
- (2) 今後急激に増加が見込まれる下水道老朽化施設の改築・更新を計画的かつ効率的に行うために財政支援制度を維持し、必要な予算を確保すること。

現状と課題

- 当県の汚水処理人口普及率は、全国平均に比べ依然立ち遅れている。県内の公共下水道普及率は、全国平均（78.8%）に対し（60.3%）と低い状況である。
- 平成29年度に開催された財政制度等審議会では、国の財政支援を「受益者負担の原則」と整合的なものに見直していくと示されているが、当県では、整備と改築・更新を並行して進めていく市町が多く、使用料で必要な経費を賄えるようになるまでには、長期を要する。
- 下水道施設の維持管理や運営を継続的かつ計画的に遂行するには、引き続き老朽化施設の改築・更新について国の支援が必要である。

公共下水道管路の管路延長の推移



○整備推進による生活環境の改善と計画的な改築等による公共用水域の水質保全

農業・漁業集落排水施設の改築・更新について

提案事項

財務省・農林水産省・水産庁

- 農業・漁業集落排水施設の老朽化対策については、計画的な改築・更新ができるよう、必要な予算を確保すること。

現状と課題

- 当県の農業・漁業集落排水事業で稼働している処理場は83箇所あり、集落排水は人口減少の影響により使用料だけの運営が厳しいため、統廃合など効率化を図っている。しかし、統廃合が図れない地域では、今後も単独の管理となり、処理場等の改築・更新において国庫補助による適切な財政支援が必要である。
- 市町においては、施設の長寿命化計画により、施設を改築・更新することとており、美しく活力ある農山漁村地域の再生を図るためにも、老朽化が進行している施設改築・更新の予算の確保が必要である。

・計画処理人口（定住人口+流入人口等）	10.2万人
・計画当時の定住人口	7.7万人
	↓ 約25%減
・H29年度末の定住人口	5.7万人

- 農業・漁業集落排水施設の計画的な管理運営による公共用水域の水質保全

筑後川水系ダム群連携事業の推進について

国土交通省

提案事項

- 筑後川水系ダム群連携事業に必要な予算を確保し、より一層事業を推進すること。

現状と課題

- ・ 筑後川では、都市用水が優先的に確保されてきたため、夏場の河川環境の保全や既得水利権の安定化を図るために必要な水（不特定用水）の確保が遅れている。
- ・ このため、農業用水の取水が集中する“かんがい期”に降雨が少ない場合は、概ね2年に1回程度の割合で取水制限や渇水調整が実施されている。



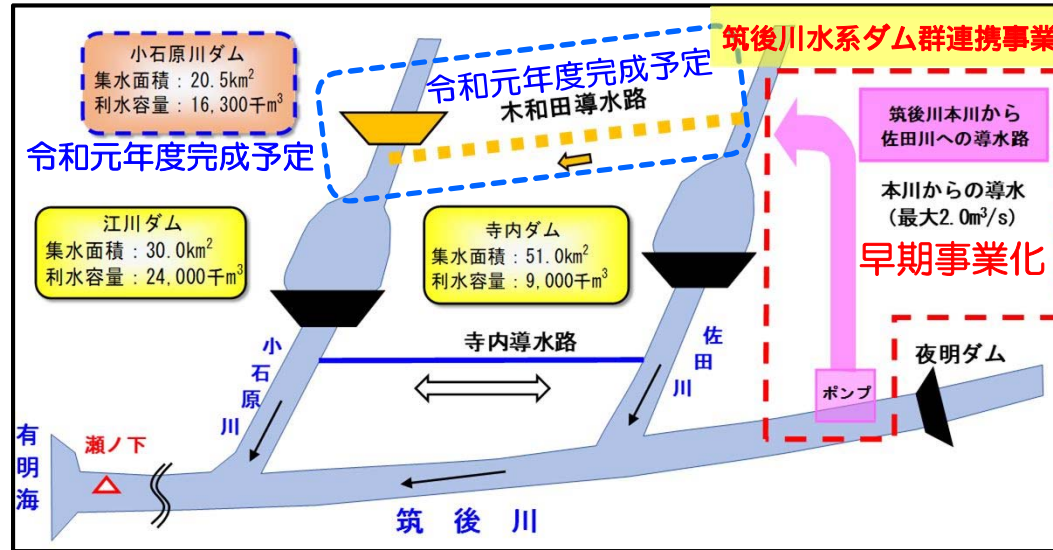
「不特定用水」
を確保するための
施設整備が
急務



- 河川環境の保全や県民の日常生活及び工業、農業などの産業活動の源となる良質な水を安定的に供給

筑後川水系ダム群連携事業の推進について

事業概要図

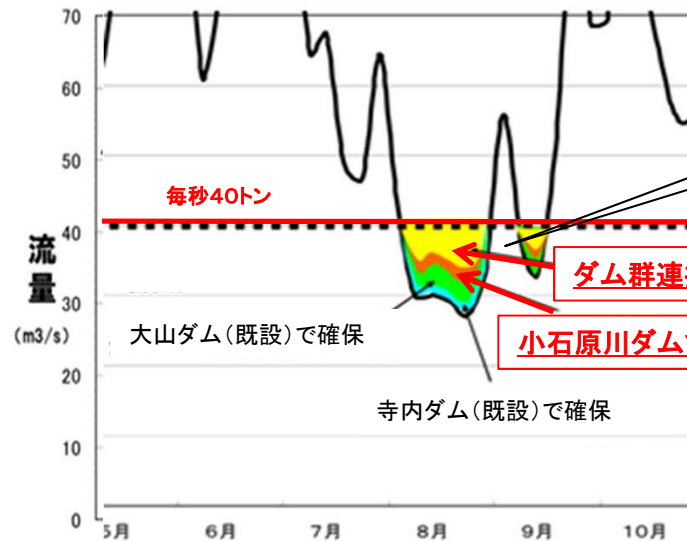


筑後川ダム群連携事業

- 既設の江川ダム、寺内ダムの空き容量を利用し洪水期等の筑後川本川の豊富な水を筑後川本川から導水し、不特定用水を確保する。
- 小石原川ダムを含め3ダムでの連携により、効率的な水運用を図る。

筑後川の水は有明海の漁業も下支え

筑後川瀬ノ下地点流量(流況再現模式図)



教育委員会

SAGA Prefectural Government

新たな教職員定数改善計画の策定と確実な実施について

提案事項

文部科学省

- (1) 小学校第2～6学年及び中学校の学級編制標準を順次改定すること。
- (2) 複雑化・困難化する教育課題へ対応するため、教職員定数改善計画を速やかに策定すること。
- (3) 各自治体の教育環境維持・向上のため、加配の定数措置を継続するとともに、柔軟な活用ができるようにすること。

現状と課題

- 平成23年4月から「義務標準法」の一部改正により、小学校第1学年のみ35人の標準となった。附則に規定された小学校第2～6学年及び中学校の学級編制標準の順次改定が未だ実現されていない。
 - 不登校対応、業務改善といった課題への対応のため養護教諭、事務職員等の配置基準の引き下げを含めた教職員定数改善計画の策定が必要である。
 - 指導方法工夫改善加配の一部基礎定数化の対象が児童生徒数200人以上の学校とされている。少子化が進む中、200人未満の学校が4割を超えており教育環境を維持・向上のため、加配定数の措置の継続が必要である。また、少人数学級への活用には、研究指定校扱いとされており、働き方改革の視点から柔軟に活用できるようにすることも必要である。
-
- 教職員定数改善計画の策定と加配定数措置の継続による義務教育の水準維持
 - 先を見据えた計画的な採用による複雑化・困難化する教育課題への対応強化


障害のある児童生徒支援の充実について

提案事項

文部科学省

- (1) 全ての学校に、専門的な担当教員を特別支援教育コーディネーターとして専任で配置できるよう、また、特別支援学級（特に自閉症・情緒障害特別支援学級）の在籍児童生徒数の増加や個々の児童生徒の特性に応じた指導ができるよう、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等を見直し、定数改善（又は加配定数措置）を行うこと。
- (2) 幼稚園、小・中学校・義務教育学校・高等学校における特別支援教育支援員の配置に係る地方財政措置を更に拡充すること。

現状と課題

- 多くの特別支援教育コーディネーターが学級担任等との兼務
 - 1学級当たりの児童生徒数が多い特別支援学級の増加（特に自閉症・情緒障害特別支援学級）
 - 障害のある児童生徒の増加に伴い、特別支援教育支援員の配置人数も増加
- 
- ・ 障害のある児童生徒の増加に対応した校内支援体制の整備が困難
 - ・ 個々の児童生徒の特性に応じたきめ細かな指導が困難
 - ・ 現在の地方交付税措置では必要な特別支援教育支援員の配置が困難
- 校内支援体制の一層の強化による、障害のある児童生徒の個々の特性に応じたよりきめ細かな指導の充実

佐賀県内特別支援学級の学級数の推移 (単位:学級、カッコ内は%)

	小学校		中学校		小・中合計	
	自閉症・情緒障害	全体	自閉症・情緒障害	全体	自閉症・情緒障害	全体
H22	60	210	21	94	81	304
H23	79	233	25	103	104	336
H24	114	287	49	131	163	418
H25	136	317	58	141	194	458
H26	154	352	65	160	219	512
H27	165	374	69	172	234	546
H28	189	435	82	186	271	621
H29	215	473	89	196	304	669
H30	244 57 (23.4%)	516 75 (14.5%)	102 7 (6.9%)	208 15 (7.2%)	346 64 (18.5%)	724 90 (12.4%)

※ H30年度下段は、1学級当たりの児童生徒数が7人又は8人の特別支援学級数(%)で内数

佐賀県内の特別支援教育支援員の配置人数の推移

学校種	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
幼稚園	13	14	15	18	20	19	20	21	17
小学校	176	240	232	255	284	318	333	349	388
中学校	42	70	55	60	60	70	75	89	82
高等学校	1	2	3	4	4	4	4	5	11
合計	232	326	305	337	368	411	432	464	498
前年度増減	—	+94	▲ 21	+32	+31	+43	+21	+32	+34

教育の情報化推進のための環境整備について

文部科学省・財務省

提案事項

- 教育の情報化推進のためのICT機器整備について、教室等と同様に基幹的な施設整備と位置づけるとともに、先進的にICT機器の整備やICT支援員の配置を行う自治体の負担軽減のための新たな国庫負担制度の創設するなど、計画的かつ確実な実現を図ること。

現状と課題

ICT機器整備等に要する費用については、設置者負担の原則から、県立学校は県が、市町立学校は市町自らが負担している。国からは、毎年度地方財政措置がなされているものの、現実には依然として不十分な状況である。

各自治体が第3期教育振興基本計画及びその後のICT利活用教育の進展を見据えた推進を図っていくためには、国の更なる支援が必要である。

- これからの高度情報化・グローバル社会で必須となるコミュニケーション能力や情報活用能力等の育成
- 主体的・対話的で深い学びの実現による教育の質の向上

スクールソーシャルワーカーの配置促進について

提案事項

文部科学省・財務省

- (1) 学校教育法施行規則に規定する職務を担えるスクールソーシャルワーカーの養成や研修を充実させ、どの地方においても質を担保できるよう施策を講ずること。
- (2) スクールソーシャルワーカーを学校や教育委員会に確実に配置できるよう、予算の拡充及び補助率（現行3分の1）の引き上げを行うこと。

現状と課題

- 児童生徒が抱える問題や取り巻く環境等が年々複雑化・多様化しており、学校だけでは問題解決が困難な状況にある。
 - 不登校やいじめなどの問題は、佐賀県においても増加傾向にあるため、児童生徒のニーズを把握し関係機関とのネットワークを活用した支援を行うスクールソーシャルワーカーの必要性がますます高まっている。
 - スクールソーシャルワーカーの職務が法令上明確化されたものの、その資質・能力の向上、人材確保は容易ではない。
- ▼
- 学校や家庭、関係機関等との連携強化による児童生徒や保護者に対する支援体制の充実

警察本部

SAGA Prefectural Government

警察官政令定数の増員について

提案事項

総務省・財務省・警察庁

- 高齢者交通対策の推進、増加するサイバー犯罪への体制強化、オリンピック東京大会の開催に伴う県内の治安維持の確保のため、警察官を増員すること。

現状と課題

- 交通対策
10万人当たりの人身交通事故発生件数が、全国ワースト2位と依然として高水準で推移し、高齢者が関わる事故が全体の約35%を占めていることから、今後増加することが予想される高齢運転者への対策を推進することが必要
- サイバー対策
平成26年以降、検挙件数が70件を越える高止まり状態で対策の強化が必要
- 治安対策
オリンピック東京大会等が開催され、県外での大規模警備が見込まれる中、県内の治安維持に間隙を生じさせない警察活動が必要

限りある人的基盤を効率的に活用し、各種抑止対策を推進

しかし、現在の人員では十分な対策が困難！！

県民の体感治安を向上させるためには

警察官の増員が不可欠



パトカー等の増台について



提案事項

総務省・財務省・警察庁

- 佐賀県警察の警ら用無線自動車（パトカー）及び小型警ら車（ミニパトカー）を増台すること。

現状と課題

- 本県の交番や駐在所等に配置されているパトカー等の配置台数は、警察官定数が同水準の他県と比較しても極めて少ない
- 持凶器凶悪事件発生時等には、殉職受傷事故防止の観点から、警察官の複数臨場のほか、刺股や大楯等の装備資機材の活用が必要
- 警察官が資機材を携行するためには、二輪車よりもパトカー等が有効



パトカーの増台によって

- 広域かつ迅速的確な警察活動が実現
- 警察官の殉職受傷事故防止のためにつながる
- より積極的な警ら活動が実現



力強い警察の実現